

平成21年第2回潟上市議会定例会会議録（5日目）

○開 会 平成21年6月22日 午前10:00

○閉 会 午後18:59

○出席議員（22名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 佐々木嘉一	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	9番 佐藤義久
10番 赤平末次郎	11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝
13番 佐藤昇	14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦
16番 菅原久和	17番 中川光博	18番 鈴木斌次郎
19番 大谷貞廣	20番 西村武	21番 堀井克見
22番 藤原幸作		

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石川光男	副 市 長 鐙利行
総務部長 伊藤賢志	会計管理者 門間鋼悦
産業建設部長 山口義光	水道局長 澤井昭
教育次長 鈴木公悦	市民生活部長 宮田隆悦
福祉保健部長 小林健一	総務課長 児玉俊幸
企画政策課長 鈴木司	活性化推進室長 関谷良広
財政課長 幸村公明	税務課長 川上護
収納課長 菅原龍太郎	市民課長 鈴木利美
生活環境課長 近藤進	総合窓口センター長 川上秀佐男
追分出張所長 三浦喜博	社会福祉課長 山平重男
高齢福祉課長 伊藤律子	健康推進課長 伊藤正吉
産業課長 伊藤清孝	都市建設課長 藤原貞雄
下水道課長 三浦永寿	総務学事課長 鎌田雅樹

幼児教育課長	根	一	生涯学習課長	瀬	下	三	男	
スポーツ振興課長	菅	原	徳	志	田	仲	茂	隆
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	佐々木	博	信					

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊	藤	正	議会事務局次長	門	間	善一郎
--------	---	---	---	---------	---	---	-----

平成21年第2回潟上市議会定例会日程表（第5号）

平成21年6月22日（5日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第43号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 議案第44号 潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第45号 潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第46号 潟上市国土利用計画を定めることについて
- 日程第 5 議案第48号 平成21年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第 6 議案第49号 平成21年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 7 議案第50号 平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 8 議案第51号 平成21年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 9 議案第52号 平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第10 議案第53号 平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第11 議案第54号 平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第12 議案第55号 平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第13 請願・陳情について
- 日程第14 各常任委員会の報告について

総務常任委員長

社会厚生常任委員長

産業建設常任委員長

文教常任委員長

日程第 1 5 議員派遣の件について

日程第 1 6 発議第 4 号 潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）
について

追加日程第 1 7 潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）について撤
回の件

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第2回潟上市議会定例会を再開致します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議案第43号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第13、請願・陳情について】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議案第43号から日程第13、請願・陳情についてまでを一括議題とします。

議題の朗読を省略します。

【日程第14、各常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第14、これより各常任委員会の報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの審査の経緯と結果について報告を求めます。

報告の順序は、総務常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会、文教常任委員会の順に行います。

最初に総務常任委員会の報告を求めます。19番大谷総務常任委員長。

【総務常任委員会の報告】

○総務常任委員長（大谷貞廣） 皆さんおはようございます。

平成21年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告を致します。

1. 審査年月日 平成21年6月15日

2. 出席委員 戸田俊樹、佐藤恵佐雄、佐藤幸孝、鈴木斌次郎、藤原幸作、
大谷貞廣

3. 説明当局 副市長、総務部長、会計管理者、議会事務局長、各関係課長

4. 書記 総務部総務課 石井恵子

5. 審査の経過と結果

議案第48号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入について。

13款2項4目総務費国庫補助金は3億8,529万4,000円の補正で、地域活性化・経済危機対策臨時交付金が主なものです。

委員からは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に関して、直売施設の施設規模や運営形態について質問があり、当局からは、今後実施計画など詳細が明確になってくるので、その都度議会へも提示するとの回答がありました。

14款3項1目総務費委託金は30万円の補正です。これは地域人権啓発活動活性化事業の委託金で、男女共同参画事業の経費に充てるものです。

18款1項1目繰越金は2億5,151万1,000円の補正で、これは前年度の繰越金です。

20款1項4目総務債は7,800万円の補正で、その内訳は地域再生事業債と自治会館建設事業債です。

歳出について。

職員の人事異動による人件費の補正にかかわる部分の説明は割愛させていただきます。

2款1項1目一般管理費は、共済費の追加費用が主なものです。これは負担率の増加によるものです。

同じく5目財産管理費の主なものは、三軒屋地区広場のホームポンプ設置工事費25万円です。

同じく6目企画振興費は、合併5周年記念イベントのNHK「のど自慢」にかかわる経費が主なものです。委員から「のど自慢」の詳細についての質問があり、当局からは7月中にゲストが決まる予定であり、出場者募集なども含めて広報等で周知する旨の回答がありました。

同じく9目電子計算費は409万5,000円の補正で、これは県の保育料助成制度変更に伴う保育料システム改修費用です。

同じく10目自治振興費は7,223万2,000円の補正で、その主なものは天王本郷と飯田川和田妹川の自治会館整備にかかわる費用です。委員から今後の集会施設整備方針について質問があり、当局からは、老朽化し危険なところを優先に考えているとの回答がありました。

同じく16目地域再生事業費の主なものは、鞍掛沼公園内の直売施設等設計委託料の2,000万円です。

2款7項1目経済危機対策事業費（総務課分）の主なものは、証明書自動交付システ

ム導入に関するもの。

同じく2目（財政課分）の主なものは、昭和庁舎の空調設備改修工事、ハイブリット車購入に関するものです。委員からハイブリッド車の配車計画について質問があり、当局からは、財源が確保できる場合は順次更新を図りたいという回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで総務常任委員会の報告を終わります。

これから議案の質疑に入りますが、質疑についてはご承知のとおり、ただいま報告されました常任委員長への質問は、審査の経過と結果についてだけです。

なお、予算にかかわるものについては、款項目を提示して頂ければありがたいと思います。

また、各補正予算につきましては、質疑、討論までとし、採決につきましては後でまとめて行います。

なお、条例案、請願、陳情につきましては、採決まで行います。

ただいま総務常任委員長より報告のありました議案第48号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） ご報告頂いたところにつきまして質問をさせていただきます。

予算書の方の款項目で申し上げますが、13ページの2款1項1目の一般管理費の中で、健康管理費報酬というものがありますが、13節には委託料を減額してあります。この健康管理費の委託から報酬に変わったというその内容、理由をどのような説明があったのかお知らせ頂きたいというのが1点です。

それから、15ページの6目1節で報酬、食育推進会議（仮称）の委員報酬が計上されておりますが、この推進会議はどういうメンバーで、どういう内容について協議をしていくのかというのを、どういう説明と審査があったのかお知らせ頂きたい、これが2点めです。

それから3点めは22ページの2款7項1目の13節、18節になりますが、証明書の自動交付システムの構築委託料等について、この自動交付システムというのはどういう内容になるのか、どこに設置され、何台設置されるとか、当局からどのような説明があつて、市民に対してどれぐらいの効果が期待できるのかというようなところの審査がありましたら、その内容を教えて頂きたいという3点であります。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） お答え致します。

1点めの委託料の件ですけれども、これは3庁舎を1人の産業医で実施することにしておりましたのですけれども、男鹿南秋医師会との協議で3人の医師選任と医師の災害補償の要請があって委託から報酬に変更するものの要件を満たすもので組み替えという説明を受けております。

それから、2点めですけれども、食育の件でございますけれども、仮称ということで、これは委員会20名の予算を取っておるそうでございます。

3点めの自動交付システムの件でございますけれども、これは経済危機対策事業ということで、総合発展計画、前期基本計画で電子自治体の推進が明記されております。それを推進するために住民基本台帳カードの普及促進が不可欠であって、本市では電子自治体の実現に向けて取り組んでおります。電子申請を平成22年3月から稼働することで現在作業を進めております。その一環として住基カードを活用した証明書自動交付システムの構築を行い、市で交付する住民票、印鑑証明書、各種税証明書等を平日の開庁時間に役所に来られない住民の方々に夜間や休日に交付が受けられるサービスを行うものでございます。導入先は天王庁舎、昭和庁舎、飯田川庁舎と追分出張所の4か所を予定しております。住民基本台帳カード発行機を現在、天王庁舎に1台設置しておりますが、昭和庁舎、飯田川庁舎にも設置して住基カードを容易に取得できるようにするものでございます。住基カードは5月末現在で597枚発行しております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 1点、食育会議のところですが、20人分というのはわかったわけなのですが、この食育推進会議の役割というか、どういう場面で、どういう協議内容、ねらいというのはどういうところにあるのかという当局の説明の内容はどのようなものだったのかお伺いします。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） お答え致します。

私のメモでは20名ということになっているのですけれども、特別そのところは深く審査はしておりません。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。1番千田社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長（千田正英） おはようございます。

平成21年第2回定例会で社会厚生常任委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成21年6月15日

出席委員 佐々木嘉一、澤井昭二郎、赤平末次郎、伊藤博、千田正英

欠席委員 伊藤栄悦

説明当局 市民生活部長、福祉保健部長、各関係課長

書記 市民生活部市民課 内田倫雄

審査の経過と結果

議案第43号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項に規定する不均一課税の最終年度であることを念頭に、医療費等の動向や被保険者数、所得の状況等を勘案して税率を改正するものです。

今年度の所得の状況や医療費の動向を推測したところ、平成20年度の税率で試算した税額で歳入不足となる見込みであるために、不足分を確保できるように税率を改正するとともに、これまで段階的に調整してきた税率を平成22年度で統一するための改正です。

また、今年度は、介護納付金分の税率を統一し、医療分のみを最終調整するものとしていきます。

委員からは、不均一課税を統一するに当たって、できるだけ上がり幅を少なくするためにはどのような方法があるかという質問がありました。税率を算定するに当たって医療費の動向が重要な要素となるため、各種保健事業を充実させ医療費の適正化を図ることが大切であるという回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入の主なものについて。

14款2項2目民生費県補助金1,125万円は、障害者自立支援法の円滑な施行を図るための平成18年度から平成20年度まで激変緩和措置として実施されていた事業が平成23年度まで延長されたことに伴い、通所サービス利用促進事業助成金と事業運営安定化事業助成金の4分の3が補助されるものです。

14款2項3目衛生費県補助金418万7,000円は、妊婦健診5回分と子宮がん検診の2分の1を県が補助するものです。

歳出の主なものについて説明致します。

職員の人事異動による人件費の補正については説明を割愛させていただきます。

2款7項3目経済危機対策事業費（生活環境課分）7,912万8,000円の増額の主なものは、天王第2分団（本郷）と天王第6分団（羽立）の消防器具置場の建設と旧最終処分場浸出水処理施設解体工事に関連する経費です。

委員からは、旧最終処分場浸出水処理施設解体工事の内容について質問があり、平成12年度で埋め立てが完了し、その後、平成19年度に県から廃止の確認を受けたことにより解体するものと回答がありました。

3款1項2目障害者福祉費1,500万円の増額の主なものは、事業運営安定化事業助成金で、これは事業所の安定的な運営を図るため、従前の報酬額の90%を保障するものです。

3款1項6目老人福祉費1,217万7,000円の増額の主なものは、敬老式関連の経費です。

4款1項3目母子保健費901万4,000円の増額の主なものは、妊婦健康診査委託料で、これは平成21年度と平成22年度の期間限定で実施される県補助事業で、妊婦健診と子宮がん検診の分です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号、平成21年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ491万1,000円を増額し、歳入歳出の総額を743万3,000円とするものです。これは、平成20年度の実績確定に伴うものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）につ

いて。

歳入歳出それぞれ86万7,000円を増額し、歳入歳出の総額を25億6,484万5,000円とするものです。

この主なものは、人事異動に伴う人件費と、介護保険制度の広報啓発用パンフレットを作成するための印刷製本費です。

委員からは、介護従事者処遇改善臨時特例基金の内容について質問があり、介護従事者の処遇改善のための介護報酬の改定により、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための財政措置としての基金で、被保険者の負担軽減を図るものとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号、平成21年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ465万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を3,701万3,000円とするものです。これは、人事異動に伴う人件費の補正予算です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第4号、後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関する陳情書について。

本件については継続審査としていたところですが、長期滞納者に対し資格証明書の発行を行わず、これまでどおり保険証を発行するということは、まじめに保険料を支払っている人との不公平が生じることになるため、無条件に保険証を発行することには賛同できかねる部分があります。

しかし、陳情趣旨にある後期高齢者のこれからの老後を安心して暮らせるようにするために国や広域連合に働きかけることは、もっともなことであるため、本件は全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。

陳情第5号、「物価に見合う年金の引き上げ」の意見書の採択を求める陳情。

本件については、食料品やガソリン、灯油などの生活関連物資の値上がりは、低年金者の生活に大きな影響があると考え、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第6号、「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の」採択を求める陳情であります。

本件については、歯科医療の保険の利く範囲を拡大することにより、よりよい治療を

安心して受診できることになると思われるため、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（藤原幸作） これで社会厚生常任委員会の報告を終わります。

ただいま社会厚生常任委員長より報告のありました議案第43号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 1つ、お伺い致します。

不均一課税を統一するに当たって、できるだけ上がり幅を少なくするためにということで質問があったようですけれども、この回答を見ますと、一般会計についてはどういうふうな関係になっているのかということがよくわからないので、そこだけ一般会計との繰り入れとかの関係については、どういう質疑がされたのかどうかお伺い致します。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 11番さんにお答え致します。

不均一課税を統一することに関しては、できるだけ上げ幅を少なくするようにという委員からの質問がありました。それで、税率の改正に当たっては、医療費の動向が重要な要素を持っているので、医療費の適正化と保健事業を充実するのが医療費の適正化につながるのではないか、あるいはジェネリックの使用とか、そういうものが医療費の適正化につながるということですが、一般会計と特別会計とのあれですが、原則としては国保税でやはり賄うのが一般会計にはあれですね、これは審査はないのですけれども。これ私の私見でもいいですか。

○議長（藤原幸作） いや、審査の経過と結果で、私見は。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 確かに職員の給料だけは一般会計からということですが。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 一般会計との関係については審議がなかったということなんですけれども、やはり各自治体ではこの国保の問題については、一般会計からかなりの繰り入れを行って、それで国保会計を緩やかに運営して、健康面にも力を入れながら、何とかそれを、高い保険料を解消しようということになっているようですけれども、まず一般会計についてなければ、質疑がなかったとすればこれで終わります。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 委員長、どうも御苦労さんです。

ただいま委員長の報告した国保条例の改正について、20年度の税率で試算した税額では歳入不足となる見込みであるために不足分を確保できるように税率を改正する、こういう報告を受けたわけですが、先般からいろいろこの条例の改正については、議案ならびに説明あるのですけれども、3,000万円ないし3,600万円の不足ということで改正をし、来年度に統一に向けての改正だということで値上げをするわけですが、20年度は2億6,000万円、今年度の一般会計からの繰り入れは2億4,700万円ほどなんですけれども、先日、約3,000万円から3,600万円であれば何も改正する必要なくて、上げる必要なくて一般会計からの繰り入れと、または我慢をしながら運用していけばよいという話もありました。さらには市長の所信表明の中に20年度の国保の会計の決算は2億円の剰余が出るということも報告されておりますので、長い間といいますか合併して4年間、天王地区の方が高く昭和、飯田川の方が低いという状況がいまだに続いているということについて若干納得がいかないということと、今年この条例が改正されて三千五、六百万円の金額といいますか予算計上がされることで済むのかどうか。実際はそうじゃなくて、もっと不足しているのではないかというふうにあります。なぜかという、ここ二、三年は毎年5,000万円ほど足りないというようなことで税率の調整をしながら5年後の統一を目指すというふうなことでしたので、そういうことからすると3,000万円という数字そのものはやはり、ちょっと読みの間違いがあるのではないかと思うわけで、その辺のところについてどのような討議をされたのかということと、じゃあこの税率を改正して3,000万円から4,000万円の間金額の補正は9月の補正をされて、国保税の総額が歳入歳出ともどのくらいになるのかその辺の見通しと、来年、統一をするのだということであれば、この税率がどういうふうに変化するかシミュレーション等々は既に済んでいるものと思いますので、そういうことを当局から説明頂いたかどうか、その辺のことについてもお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 2番さんにお答え致します。

21年度の税率を決定するに当たり、歳出が37億1,940万9,000円に対して国保税を除く歳入は30億3,523万8,000円となるわけです。それで、国保税の必要額が6億8,397万

1,000円となります。これに収納率85%とした割合に解すと国保税の必要調定額が8億94万3,000円となります。今回の税率改正を頂いたもので22年度の統一課税に向けて調整し、国保会計の健全化を図るためのアップでございます。

あと今後ですね、決算において歳入歳出の見通しはどうかということでしたけれども、そのことは審査ありませんでした。

○議長（藤原幸作） 2番、よろしいですか。

○2番（戸田俊樹） はい。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第48号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。

次に、議案第49号、平成21年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。

次に、議案第50号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。11番

○11番(藤原典男) 政府のいろいろな政策もありまして、介護に従事する職員の賃金アップということも考えて実施されておりますけれども、この潟上市の中ではそういう状態というか実態というか、そういうことがもしわかっている範囲内であれば審査の過程であったのかどうかと、賃金アップについて、そこら辺をお伺い致したいと思います。

○議長(藤原幸作) 1番。

○社会厚生常任委員長(千田正英) 処遇改善の実態というのは、把握してないのですけれども、その説明…質問に対して伊藤課長の説明だと、従事者の改善と財政措置の基金の方でその介護保険制度の従事者処遇改善を行っているということで、2.8%…。処遇改善の方は、各施設で何かの形で処遇されていると思います。そのはっきりした実態は、数字とかそういうのは提示されませんでしたけど。

○議長(藤原幸作) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。

次に、議案第51号、平成21年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算(第1号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。

次に、陳情第4号、後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。

陳情第4号については、社会厚生常任委員長の報告のとおり趣旨採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって、陳情第4号は社会厚生常任委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

次に、陳情第5号、「物価に見合う年金の引き上げ」の意見書の採択を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。

陳情第5号については、社会厚生常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、陳情第5号は社会厚生常任委員長の報告のとおり採択することに決定致しました。

次に陳情第6号、「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。

陳情第6号については、社会厚生常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、陳情第6号は社会厚生常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。20番西村産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（西村 武） 皆さん、おはようございます。

ただいまより産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成21年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成21年6月15日、16日
2. 出席委員 藤原典男、小林 悟、菅原久和、堀井克見、西村 武
3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長
4. 書 記 産業建設部都市建設課 菅原 暁
5. 審査の経過と結果

議案第44号、潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、所得税法の一部を改正する法律による租税特別措置法の一部改正に伴い、同法を引用している箇所があるため、条例の関係部分を改めるものであります。

委員から市街化調整区域や都市計画区域外でも認定を受けることができるかとの質問があり、要件を満たせば受けられるとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号、潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、所得税法の一部を改正する法律による租税特別措置法の一部改正に伴い、同法を引用している箇所があるため、条例の関係部分を改めるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号、潟上市国土利用計画を定めることについて。

本計画は、合併後の潟上市全域の国土利用計画を策定するもので、平成20年度に国・県の国土利用計画の策定、市民意見の募集、都市計画審議会への提示、県との最終調整の手続きが終了したことから、国土利用計画法第8条の規定により議決を求めるものです。

委員からは目標人口についての質問があり、推計人口に政策を加味した目標人口になっているとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

13款2項2目土木費国庫補助金は1,455万円の増額で、主なものは地域活力基盤創造交付金による道路改良にかかわるものです。

13款2項5目農林水産業費国庫補助金は341万3,000円の増額で、美しい森林づくり基盤整備交付金による豊川山田地区の間伐にかかわるものです。

14款2項4目農林水産業費県補助金は526万8,000円の増額で、主なものは松林健全化整備事業費補助金による松くい虫被害木伐採にかかわるものです。

14款2項7目労働費県補助金は293万9,000円の増額で、緊急雇用創出特別基金事業費補助金によるスカイタワーおよび市内79か所に設置している公園の清掃などの管理にかかわるものです。

14款2項8目土木費県補助金は358万5,000円の増額で、主なものは地域住宅交付金による市営住宅設備の整備にかかわるものです。

20款1項1目土木債は3,270万円の増額で、道路改良事業にかかわるものです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

2款7項4目経済危機対策事業費（産業課分）は2,049万4,000円で、主なものは農業用施設改修工事で集排25号の防護さくの改修にかかわるものと、天王ふれあい交流センター源泉設備改修工事で可燃性ガス分離機設置にかかわるものです。

2款7項5目経済危機対策事業費（都市建設課分）は7,939万7,000円で、主なものは道路改良工事費と公園改修工事です。

5款1項労働諸費は293万9,000円の増額で、主なものは公園美化環境整備事業委託料です。

6款1項農業費は697万1,000円の増額で、主なものは農業用排水路の清掃および草刈りにかかわる人夫賃金です。

6款2項林業費は635万円の増額で、主なものは美しい森林づくり基盤整備交付金で、豊川山田地区の間伐に係るものです。

6款3項水産業費は89万7,000円の増額で、主なものは江川漁港泊地しゅんせつ工事

です。

7款1項商工費は500万円の増額で、主なものは天王温泉くらの修繕にかかわるものです。

8款2項道路橋梁費は7,661万7,000円の増額で、主なものは道路改良工事です。

8款3項河川砂防費は83万7,000円の増額で、飯塚川のしゅんせつにかかわる委託料です。

8款4項都市計画費の主なものは公園維持補修工事です。

8款5項住宅費は1,439万円の増額で、主なものは市営住宅の団地維持補修工事です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ33万6,000円を増額し、総額を2億1,327万4,000円とするもので、豊川地区のマンホールポンプの修繕です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第53号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出にそれぞれ207万円を増額し、総額を21億8,476万7,000円とするもので、主なものは下虻川地区の都市下水路清掃委託料です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第54号、平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出にそれぞれ220万円を増額し、総額を812万5,000円とするもので、個人設置型の浄化槽設置費補助金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第55号、平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について。

資本的収入1款2項は3,516万2,000円の増額で、一般会計からの繰入金で、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用するものであります。

資本的支出1款1項建設改良費の調査費は3,516万2,000円の増額で、主なものは水道事業経営変更認可設計作成業務委託料です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第7号、農地法の「改正」に反対する陳情。

本件について農地法を改正することにより農業従事者の地位がおびやかされることとなる可能性があります。遊休農地などの効率的な活用ができるという利点もあります。このことについて現在国会で審議中であることから、本会でも経過を見守りつつ、継続審査となりました。

陳情第8号、政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める陳情。

本件について、政府による米の買い入れは米価安定の一つの要因になることは理解できますが、備蓄米政策が直接の米価下落の誘導を引き起こしているとは考えにくい面があります。その一方で、消費者は低価格米が購入できるメリットがあり、米の消費拡大につながることも期待できます。今日の厳しい社会情勢の中で多岐にわたる諸問題が関連していることが多く、それに伴う国策などもあることから、賛成少数で不採択となりました。

陳情第9号、ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する陳情。

本件について、国際社会の中で日本が貿易を行う上でミニマムアクセス米の輸入を中止することはできないとのことから、賛成少数で不採択となりました。

以上、産業建設常任委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤原幸作） これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

ただいま産業建設常任委員長より報告のありました議案第44号、潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決しまし

た。

次に、議案第45号、潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第46号、潟上市国土利用計画を定めることについて質疑を行います。質疑ありませんか。4番。

○4番（佐々木嘉一） 議案第46号の潟上市国土利用計画を定めることについて、この前も全員協議会でもお話されましたけれども、私の質問は、今回の国土利用計画は潟上市始まって以来のものでございます。したがって、合併前の旧3町はそれぞれの土地利用の考え方や土地施設の配置、農業振興の考え方、森林整備等々はそれぞれ旧町の考え方でやってきたものであります。こうした計画をまず新市の計画として一体化するために、どのような調整、あるいはどの地区がどうなったのかというようなことを、もしわかりましたひとつ簡単にお願ひ致します。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） 議案第46号につきましてもいろいろ当委員会でも審査をしております。それで、審査の中ではいろいろなお話も出てきましたが、まずその主な理由と致しましては、合併後初めて潟上市全体の土地を利用する計画を策定したというようなことで、あとはこの全員協議会でも渡されました別冊の方ですね。それに基づきましての質問なりそういうものが少しございましたので、特別その別冊の方を見まして理解したものですから、特別なことは、それ以上のことはお話しませんでした。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第48号、平成21年度潟上市一般会計補正予算(第3号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番(児玉春雄) 西村委員長、御苦労さんでした。私からは1点だけ。

3ページの8款2項道路橋梁費のところでございますが、主なものは道路改良工事とあります。何箇所か、場所はどこで、金額と、もしわかったらメーターのところまで話がありましたらご説明をお願いします。

○議長(藤原幸作) 20番。

○産業建設常任委員長(西村 武) お答え致します。

控えてありましたけども、今ちょっと見えませんが。例えばですね、潟上市管内のこの案内、資料、これにまず大体ついていきますので、これをひとつ参考にしてください。

○議長(藤原幸作) 3番。

○3番(児玉春雄) その地図を、これを見まして、「他」と書いてありますので私は今質問しているところです。「広域秋田五城目線」とか書いて、その「他」と書いていられるでしょう。

○議長(藤原幸作) 20番。

○産業建設常任委員長(西村 武) お答え致します。

8款2項道路橋梁費、これはまずいろいろありますけれども…、ここは大清水下谷地線ほか7路線改良舗装工事費、金額にして4,361万2,000円、延長にして2,335メートルです。それからあとは、他のところは7路線、出戸新町、これは雨水処理側溝改良工事、金額にして1,790万円、延長530メートル。それから東湖、八坂、上出戸、株山、白洲野、

追分西、これは市単独事業で6か所、こういうふうになっております。いいですか。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。

次に、議案第52号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。

次に、議案第53号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第54号、平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。

次に、議案第55号、平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。

次に、陳情第7号、農地法の「改正」に反対する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。11番。

○11番(藤原典男) 陳情、農地法の「改正」に反対する陳情ということで産業建設委員会では継続審議となっておりますけれども、私は採択した方がいいということで討論を致したいと思います。

今、参議院でも可決され、今、衆議院で回って審議されておりますけれども、今回の農地法に関しては、大きく言いまして外国資本を含めた株式会社にも農地の利用を認めるということは、裏返せば儲からなければ広大な耕作放棄地の可能性がある、そういうことで、既に儲からない企業がこれを耕作放棄したところもあります。

それから2つめは、地域に住まない個人にも利用の権利が与えられる、これは産廃利用の可能性があるということです。それから標準小作料を廃止し、農地貸借ができる期限を20年から50年とする、これはもう事実上、農地を取得というか、もう世代がかわって、その方が亡くなくてもずっと継続されていって、農地がもうその企業の所有になるような期限ということになります。これはやはり今後の日本農業の発展の基礎となる家族経営を圧迫することになるので、この陳情については、やはり私は継続じゃなくて、今、国会にかかっていますけれども、採択した方がいいということで討論を終わります。

以上です。

○議長(藤原幸作) 先ほど原案に反対者の発言を許しますという文言を申し述べなかったもので失礼しました。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) これで討論を終わります。

陳情第7号については、産業建設常任委員長の報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立多数です。したがって、陳情第7号は産業建設常任委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

次に、陳情第8号、政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。討論につきましては、はじめに原案に反対者の発言を許します。11番。

○11番(藤原典男) 政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める陳情については、産業建設委員会の中では不採択ということですが、私は今後の農家経営について、やはりこれは採択すべきだという立場から討論に参加したいと思います。

今、皆さんご承知のとおり農家の経営は非常に大変な状態です。米価は下がり、最近の計算では時給が179円となっております。毎日10時間働いて30日働いたとしても月額6万円の給料というか所得、諸経費を引いた残りが月6万円、そういう中でこれは陳情の2つめにもありますけれども、政府は農水省公表の生産費、生産費を補償できる生産者米価に責任を持つこと、これはやはり農業、農家をやっている方の生活を守る上では、本当に正当な私は理由じゃないかと。それから1つめに書いておりますけれども、政府が自ら決めた備蓄ルールをやはり守って頂くというのがやはり政府の責任であるし、私たちが要求することではないかということで、この陳情は採択した方がいいという私の考えでございます。

以上、討論を終わります。

○議長(藤原幸作) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) これで討論を終わります。

陳情第8号については、産業建設常任委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって、陳情第8号は産業建設常任委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

次に、陳情第9号、ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

陳情第9号については、産業建設常任委員長の報告のとおり不採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって、陳情第9号は産業建設常任委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

暫時休憩します。再開は11時15分とします。

午前11時06分 休憩

.....
午前11時15分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

文教常任委員会の報告を求めます。9番佐藤文教常任委員長。

○文教常任委員長（佐藤義久） 平成21年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成21年6月15日、16日
2. 出席委員 中川光博、児玉春雄、藤原幸雄、佐藤 昇、佐藤義久
3. 説明当局 教育次長、各関係課長
4. 書記 教育委員会スポーツ振興課 鎌田直樹
5. 審査の経過と結果

議案第48号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について。
歳入について。

14款県支出金2項6目教育費県補助金は、チェンジあきた・教育プロジェクト事業補助金345万2,000円の増額です。

委員から事業内容についての質問があり、天王南中学校において田沢湖芸術村のわらび座の指導により、合唱活動に取り組むものであるとの説明がありました。

19款諸収入4項1目民生費受託事業収入337万8,000円の増額は、広域保育受託園児分で園児の増によるものです。

歳出について。

各款にわたり人件費の補正がありますが、主に人事異動に伴うものであります。

2款総務費7項6目経済危機対策事業費（総務学事課分）は7,267万1,000円の増額です。

委員からは事業内容についての質問があり、羽城中学校のエレベーター改修工事1,947万8,000円のほか、小・中学校の改修工事が主なものであるとの説明がありました。

7目経済危機対策事業費（生涯学習課分）2,612万円の増額は、図書館の冷温水発生機改修工事1,297万1,000円と新薬集会所改修工事994万9,000円が主なものです。

8目経済危機対策事業費（スポーツ振興課分）5,794万3,000円の増額は、天王B&G海洋センター体育館の暖房用ボイラー更新および屋根改修工事3,431万9,000円と天王総合体育館の暖房設備改修および放送設備更新工事1,538万8,000円が主なものです。

委員からは、天王B&G海洋センター体育館の屋根改修の工法について質問があり、既存の屋根鋼板を覆う工法で、撤去費用の節減が図れるとの説明がありました。

3款民生費2項児童福祉費5目保育園費の広域入所保育委託料325万1,000円の増額は、入所園児の増によるものです。

10款教育費2項小学校費2目教育振興費の報償費210万1,000円の増額は、豊川小学校の複式学級に伴う臨時講師の謝金が主なものです。

3項中学校費2目教育振興費の365万1,000円の増額は、チェンジあきた・教育プロジェクト事業の指導者や審査員への謝礼190万円が主なものです。

6項社会教育費3目公民館費449万8,000円の増額は、大清水北野分館等の修繕料332万3,000円が主なものです。

7項保健体育費3目体育施設費の工事請負費386万4,000円の増額は、飯田川ふれあいスポーツ会館駐車場改修工事が主なものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、文教常任委員会の報告とします。

○議長（藤原幸作） これで文教常任委員会の報告を終わります。

ただいま文教常任委員長より報告のありました議案第48号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 委員長、どうもご苦労さまです。

2ページの新薬集会所改修工事994万9,000円計上されたということですがけれども、これは経済危機対策事業でしょうけれども、この集会所というのは天王本郷や和田妹川の集会所とかというそういうものと類は違うわけでこういうふうに文教の方になったのか、その辺のことをお知らせください。

それから、この中にはないのですけれども、市長の所信表明の中に東湖幼稚園をどうにかしてくれということに対してあったということで、結論については何もありませんので、私学幼稚園の建物が来年度の閉園に伴ってどうするかということについて、その辺のことのお話し合いがあったかどうか、その辺をお知らせ頂ければと思います。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 2款7項7目の新薬集会所改修工事のことだと伺いましたが、公民館関係ですので、その説明がありました。

それから、保育園のものは何款何項何目でしょうか。知る範囲でお答えしたいと思います。

報告はしていないと思いますが、受け入れなど心配する委員がおりまして、どうなのかと伺っておりましたが、二田幼稚園も湖岸の保育園も114名の受け入れ可能ということで、十分今後受け入れは可能だという話でした。

以上です。

○議長（藤原幸作） 2番。

○2番（戸田俊樹） 委員長、そうじゃなくて、その建物、閉園の後の建物、敷地等について市の方に買って頂きたいとか何か利用して頂きたいという要望があるようですので、それらについて話し合いがあったかどうか、市の考え方はどうであったかということについて常任委員会で…予算計上はされていないのですけれども、そういう話があったかどうか、一連の中であったかどうかということです。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 委員会の中では、その話までは出ておりません。改まっ

た報告もございませんでした。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、これより平成21年度各補正予算（案）について、順次起立採決を行います。

最初に議案第48号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について採決致します。議案第48号については各常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、平成21年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号）（案）について採決致します。議案第49号については社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について採決致します。議案第50号については社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、平成21年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）について採決致します。議案第51号については社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について採決致します。議案第52号については産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について採決致します。議案第53号については産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について採決致します。議案第54号については産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について採決致します。議案第55号については産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

【日程第15、職員派遣の件について】

○議長（藤原幸作） 日程第15、職員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。行政視察研修のために、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認め、さよう決定しました。

【日程第16、発議第4号 潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第16、発議第4号、潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

発議第4号について提出者より説明を求めます。15番伊藤栄悦議員。

○15番（伊藤栄悦） 市行政の基本的な計画の議決に関する条例（案）の提案理由について申し上げます。

地方分権一括法を施行後、地方分権が進展し、地方議会の果たす役割はますます大きくなっております。その中で議会のさまざまな機能の強化が求められ、政策立案機能の強化、開かれた議会の推進、監視機能の強化などの見直しが必要となっております。また、憲法93条では、首長と議会の二元代表制がうたわれております。

地方議会が本来的立法機関としての役割を果たし、自治体の重要事項は議会の権限としてとらえ、議会の自立性を高めることも今まで以上に重要となっております。

これまでは市は市政にかかわる基本的な計画の策定について、議会に対し一部については全員協議会で説明をされておりましたが、全員協議会は法的な根拠のないものであり、計画の持つ重要性にかんがみ、私たちは地方自治法96条第2項に基づき、潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例を定め、議会の議決する範囲を拡大し、基本的な計画について議会が政策形成に策定の段階から参加することにより、市行政の方向性を明らかにし、また、議会と執行機関が十分な論議を尽くす中で計画の実効性を高めるとともに政策のプロセスや結果について情報を公開し、市民への説明責任を果たし、透明性の高い効果的な市政を推進していくものであります。

この条例案は地方分権下の推進する政治状況の中にあって、議会改革、議会の活性化の一環と位置づけ、議会の権限の拡大を図るための議員発議による提案であります。

議員諸君には、提案理由をご理解頂き、ご賛同くださるよう希望致します。

以上をもって提案理由を終わります。

それでは、内容ならびに趣旨について説明を致します。

皆さんにお渡ししてあります条例の内容でありますけれども、1条の目的であります。1条、この条例は地方自治法第96条2項の規定に基づき、市政にかかわる基本的な計画について議会の議決すべきものと定めることにより、計画の策定段階から議会が政

策の実現に向けて積極的な役割を果たし、市民の視点に立った実効性および透明性の高い市政を推進することを目的とします。

この条文の趣旨は、まず1つめとしまして、この条例では地方自治法96条2項の規定に基づき、市行政に係る基本的な計画等を議決事件とすることおよびそれに伴う手続きに関し定める旨を定めているものであります。

2つめとしまして、市行政に係る基本的な計画等を議決事件とすることにより、市民から見て透明性の高い形での計画策定を進め、その過程で議会のチェック機関として積極的な役割を果たすことにより実効性ある計画推進を図ろうとするものであります。

その意義についてでございますけれども、その1番としまして、計画の策定段階から議会が政策の実現に向けて積極的な役割を果たすことは、議会が策定過程に参加することにより市行政の方向性を明らかにし、策定手続きの透明性を高めることにより、首長等が計画策定の必要性や内容について説明責任を、より一層徹底する趣旨であります。そして、これまで以上に計画の実施の確実性について慎重に審査し、政策の実現を図るものであります。

2つめですが、市民の視点に立った実効性および透明性の高い市政を推進するとは、総合発展計画等の重要性が高まっていることにかんがみ、その策定プロセスに議会が市の団体自治の決定機関として積極的に関与することにより、これまで以上に計画実施の確実性について慎重な審査をする趣旨であります。

第2条ですが、議会の議決すべき事件は次のとおりとする。

1、地方自治法第2条4項の規定により定める基本構想に基づく基本計画の策定、変更に関する事

2、都市計画マスタープラン

3、行政改革大綱および集中改革プラン

4、次世代育成支援行動計画

趣旨

1、議会の議決すべき事件の具体的に定めたものである。

2、1号は地方自治法2条4項の規定により定める基本構想の市の行政分野全般にかかわる政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める基本計画策定、変更に関することを定めたものである。

第3条、議会の議決。首長と執行機関は、前条各号に掲げる計画を策定し、または変

更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

この趣旨であります。1つめとしまして、首長と執行機関が市政にかかわる基本的な計画を新たに策定、または変更する際には、議会の議決を要するものとするのであります。

2つ目は、これまでは市は市政にかかわる基本的な計画の策定について、議会に対して一部の計画については全員協議会等で説明がなされていたが、今般、計画の持つ重要性にかんがみ、地方自治法第96条2項の規定による議決事件とすることにより、議会も積極的に関与しようとするものであります。

第4条、実施状況の報告。

首長は毎年度、第2条に規定する事件について実施状況を取りまとめ、その概要を議会に報告するとともに公表しなければならない。

趣旨

議決した事件について毎年度議会に報告を求めるとともに、その状況を市民に公表するものである。

附則

1、この条例は公布の日から施行する。

2、この条例の施行の際、現に施行されている事項については、この条例の規定により議決されたものとみなす。

その趣旨であります。附則2については現に施行されている事項についてもこの条例が適用されることから、計画の変更に際しては議会の議決を必要とすることを定めたものであります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより発議第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 提案者伊藤さん、どうもご苦労さまでございます。

私はこの趣旨に反対とか賛成とかという前に、まずこの提出者5名、それから賛成者10名ですか、この種のやはり条例というのは、全会一致をもって決めていくというのが趣旨だと思いますし、この提出者の方々、賛成者の方々、我々はその声がかからなかったと、はっきり言ってね。ですから、やはり皆さんに声をかけて、反対するとかでなく、これは時代の趨勢として、よりこの96条2項に基づいて市政にかかわる基本的な計画、

それから計画の策定段階から議会が政策に参画する、市民の視点に立って透明性を図る、これは皆さん、今までも透明性はある、だけども、より透明性を図るということですね。そういう意味では反対しているということはまずないと思うわけですがけれども、まず本来であればこういうことは全員に声をかけて、そして提案するものが趣旨ではないかなと、このように思いますので、経緯というか、どういう形の中でこの方々だけ、賛成者とか提出者に連ねたのか、その辺をもしできましたらご説明願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） この件は7番さんが言うとおりでと思います。その件については、それで、私たちは、法律的には12分の1ということで、これは法律的には何ら問題はないと思いますけれども、この件について議会の皆さんには二度ほどこの案というものを提案しております。その後で特別、提案というよりも、こういうものを出しますよということを皆さんにお知らせをしてございます。その後でどういうふうな動きというか、どういうふうになるかということとはわかりませんでしたけれども、特別、会派でやるとか、全員でやるとか、あるいはということとはございませんでした。しばらくの時間がありましたけれども。ただその時点で議長さんから二度ほど私に、私も潟上21の会ということで会長みたいな感じになっているのでお話がありまして、14名でなくてももう少し少なくしてほしいというようなことが二度ほどありました。しかしながら皆さんと協議をしたときに、議員発議ということで、議会の方からも、議長さんの方からもそういうお話が特別ななかったので、それでは議員発議ということでやりましょうという経過でございます。

○議長（藤原幸作） よろしいですか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） どうもありがとうございます。

この趣旨のものは、確か提出者が2名いればできたんじゃないのかね。そういう意味では、22人いる議員の中でここに名を連ねなかったということは、ある意味では、とり方によりますと、この趣旨に賛同しないというか、したくないのではないかととられがちな面があるわけです。ですから、そういう意味では、一応全員に声をかけるなり、あるいは提出者を2名にするなり、その方がよかったのではないかなと、まず私が個人的にそう思っておりますので、今後こういう趣旨のものを出す場合には、一応声をかけて頂くということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。11番。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 説明等いろいろ聞きましたけれども、賛成できる部分もあるし、なぜこういうふうなものが出なきゃいけないのか、つけ足さなきゃいけないのかということもまずありますけれども、その前に、私はこういうふうな議会のルールというようなことを、やはり皆さんからもう少し考えて頂きたいと思うんです。というのは、議会改革特別委員会が会派代表者会議の中でいろいろすったもんだやって、そういうふうな改革委員会がつくるまでもう何箇月かかったわけですよ。その中でようやく決まってから何を改革のテーマにするかということをもたまたま会派から皆さんに出して頂いて、またすったもんだのあげく12項目ということになりましたけれども、この今提出されている案については、議会改革に関するやはり重要な事項だと思うんですよ。それを議会改革特別委員会に諮らないで、こういうふうにもう特別な扱いでぼんと持ってくると、そういうやり方については私やはりルール無視じゃないかなと、そのように思うわけです。なぜこういうふうにやったのか、何か急ぐものがあるのかという点についてちょっとお伺いしたいと思います。

それから、議会と行政は車の両輪のごとくと言われておりますけれども、この件についてはやはり出すからには行政側とやはり何らかの話をしながら、調整しながら、この点についてはこうだ、こういう点についてはこうだというような意見調整を私はしかるべきだと思うわけです、重要な事項ですから。しかしその点についてはあったのでしょうか。私、ないとすれば、やはりこういう議会が一方的にこういうようなことを進めるということについては、やはりこれは問題がある、そういうふうに思います。ある議会なんですけれども、やはり議会の中の力関係によって、似たような案ができたところが、条例ができたところがあるのですけれども、そこについては町長、当局側、いろんなことをやるに当たっても、言ってみれば言葉悪いのですけれども、ほとんどのごとくこの趣旨の条例に関する事で、もう執行権を施行できなくて何もできないで町長が終わったということもあるみたいですよ。ですから私はそういうようなことを懸念するわけですが、この条例については行政、それから執行権に対する侵害を…何ていうんですか、制限できるというか、もう自分みずから、議会みずからがこういうふうな点についてはいいとか悪いとか、あまりこう…まず何ていうんですか、あれもこれもとなれば、やはり行政がやるべきことをやはりストップしていく、そういう恐れがあるわけです。

その点についてはどのような制限をするのかと、どの程度のものなのかというようにことと行政との話し合い、その点ではどういうふうに行ってきたのか、なければならない場合は、やはりそれは問題だと思います。

それから、さっき賛成できる点と、それからちょっとわからない、賛成できかねる点もあると言いましたけれども、私わからないのは、なぜこの次世代育成支援行動計画をこの中に入れたのかということがわからないんです。私とすれば、やはり潟上市の福祉計画のあり方とか、そういうふうな計画について入れるべきなのじゃないかなと思うんですけども、なぜこういう次世代の問題を入れてきたのかという点については理解ができませんので、この点についてご説明をお願い致します。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） 今11番さんの方から質問ありましたけれども、まずルールということで、特別委員会、いわゆる今、特別委員会が開催されておりまして、その中で議会改革、あるいは議会の活性化ということに向けて話し合いがなされております。しかしながら、その前に議会改革のための内容ですね。この内容について皆さんからそれぞれ頂いたところですが、その内容にはこの96条2項の発議については入っていないんです。そういうふうなことで、その議会改革特別委員会の方で、その内容については11項目あるわけですが、この中に含まれていないということがあります。まずこれが1点です。

それから、行政と話し合いをしたのかということで、これはやはり私は、先ほどどなたかから言われたように、議会と行政はいわば二輪だと、つかず離れずということもありますけれども、そういうことでこれはやはり私方も目指すところは行政と同じです。そういうことですから、何も違和感ありません。もう潟上市を何とかしてよくしていきたいと、こういう思いでそれこそやっているんですけども、したがって私は行政との、いわば特に執行部とは、これは信頼関係がなければ何もできないわけで、そういう信頼関係を持ってこそ我々は話し合いができて、そしてこの後、それこそ未来に向かって一生懸命潟上市発展のために合併したときの理念を実現していくと、そういうことで私は考えておりますし、議会も執行部の皆さんもみんな同じだと思います。そういうことから、私は前に二度ほど、非公式的ではありますが話し合いは致してございます。

（「了解してるの」の声あり）

○15番（伊藤栄悦） 了解とかそういうものは問題でなくて、これは議員発議ですから、それで、一応まずそういうふうな話は持っているということをまずお答えさせていただきます。

執行権との関係ということで、ほかの自治体はそういうことができないでいるのではないかと、執行権の行政運営を妨げるのではないかと、こういう発言とか意図だと思いますけれども、そういうことは私は想定しておりません。これは執行権の侵害とまでいかないまでも、これは妨げるということは、これは…あるいはスピードが鈍るのではないかと、こういうふうなことなんですけれども、ある意味でこのチェックというものが過剰であれば、これはまたひとつ問題も起こる場合がございます。それで、じゃあどういふふうなことで我々がこれをやるのかということでもありますけれども、まずは…この条例の、議員発議の条例の中で執行権というものの関係でどういふことなのかというと、やはりチェック機能を果たすときにあまりにも過剰になればこういうこともあるいはあり得るかもしれないということがあります。議員提案条例で首長の行政運営に対してチェックを加える制度を作る場合には、こういうふうなことが言われております。ただ、首長の執行権という漠然とした議論をするのではなくて、言ってみれば個別具体的に住民の立場から見て、どのような不都合があるかの論点を明らかにして首長が求められる円滑な行政運営の要請と議会が求められる適正なチェックなどの要請をこれを比較考慮をして、そしてやるべきであると、こういうことが言われております。この点については地方自治法96条2項の規定に基づいて、市政にかかわる基本構想に基づいた基本計画、あるいは市政の方向性を定める重要な個別計画について議会の議決すべきものと定めることは、議会が住民選出の、二元代表制と先ほど言いましたけれども、議会が住民の選出の代表機関であって、市民の声を反映させるために政策立案過程から政策実現に向けて積極的な役割を果たして、市民の視点に立った実効性および透明性の高い市政を推進すると、このことは結局、市民や、あるいは議会や、あるいは行政にとって活力ある市政の実現のために意義があることだと私は考えております。首長の円滑な行政運営を阻害するものでなくて、むしろ協働、お互いに協働によってよりよい計画立案を目指して私たちは提案しているものであると、こういうことでございます。

4つめの次世代のことは中川議員から説明させていただきます。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） 今回の提案者5人ということで、その一人の私の方から4つめの

質問にお答えしたいと思います。

次世代育成支援行動計画がなぜ入ったのかと、いろんな福祉関係の計画もあるのにと
いうお話でしたが、この第2条ですけれども、ここをなぜ1、2、3、4にしているか
というと、まず1はこれ当然総合発展計画を指しますので、これはもう全く問題ありま
せんけれども、この2と3と4については、これは現在策定中の、2つめは現在策定中、
3つめのこの行政改革大綱についても21年度で最初の5か年が終わりますので、この22
年度からまた組み立てなければいけないときにきています。この4つめ、次世代育成支
援行動計画についても、これは22年度から新しく計画が進みますので、この21年度中
に策定し、ものにしなければならないという時期ですので、まずこの2、3、4とい
うのは現在策定、あるいは22年から新しいその基本計画が始まるというものですので、こ
こに議決すべき事件として取り上げたということです。

行政との事前の勉強会の中で、実はその行政の方から、いろんな今まさに藤原議員言
われたようにいろんな計画があるけれどもどうなのかということですが、私たちは
まず当面、議会も行政もこの基本計画を議決することに関しては、まさに新しい地平
に入っていくということですので、これはお互いに初体験ですので、まずきっちり現在
策定中の計画についてこの議決すべき事件第2条として把握していこうという、こうい
う趣旨でございます。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前 11時58分 休憩

午後 0時04分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開します。

なお、正午を過ぎておりますけれども続行しますことをご了承賜りたいと思います。

11番。

○11番（藤原典男） 議会改革特別委員会で、やはりこれ議決に関する重要な事項です
からね、その中でやはり議員みんながいいとした上で、やはり行政当局についてもこれ
でいいのかどうかと、十分な話し合いね、議会全員との話し合いというようなこと
が私は必要だと思うわけです。

やはり一番問題なのは、今回こういうふうにもってきたやり方、進め方、それが問題
ですし、それからまた執行権に対する侵害が今後起きないかということで、このものを

見れば、もう計画の最初からもう入っていくということになるわけでしょう。これはやはり制限事項がこれ考えますと、これ、ないんですよ、執行権に対する。ここまでは制限しなきゃいけないとかそういうふうなものが何もなくて、このとおりとどこまでもいっちゃうという可能性が私はあるわけです。ですからやはり、もっと当局との間で議会が話し合う中で決めていかなきゃいけない問題じゃないかと。先ほど伊藤議員は執行権については侵害する、そういうことは想定していないと言いましたけれども、これはやはり条例が一旦できてしまえば、条例に基づいていろいろやるわけですから、自分が想定していないと思っても実際はなる可能性があるんですよ。だからやはりこれはもっと議論すべきじゃないかなと、そういうふうに思います。

それから、次世代の問題については、別にこれ入れなくても私はいいと思うんですよ。22年度から始まるから入れるとか、これはまずつけ足しじゃないかなと私はそう思うんです。ですから、もっと市当局とのやはり話し合いの中で、言ってみれば、ほぼまず満額回答というふうなところまでもっていった上で改めて議会に提出すべきなのが私は本筋じゃないかなと思いますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） 11番さんの質問ですけれども、執行権の侵害というのがどんどん起きてくるんじゃないかと、要するに執行権の、行政運営上、非常にその問題があるのじゃないかと、こういうことでありました。それで、じゃあ具体的に私は、じゃあ執行権の侵害というのはどういうことを指しているわけでしょうか。11番さんは、この執行権というのは、どういうふうな状況の中に我々議員が議決することによって侵害するのかがなければ、軽々しくそれは言うことはできないということです。なぜならば、私はこの議案の提出権というのは、これは地方自治法の112条にあるんです、ちゃんと議員の。そういうことがありまして、そしてこのことについて予算を伴う条例案についてのこれは、議員の方には何も制限をつけておりません。ただ、執行権の方には、これは限定規定がありまして、222条の1項にありまして、そこの中に書かれています。執行権の侵害に当たるということ。これはどういうことなのかということを申し上げてもいいし、申し上げなくてもいいんですけれども、この222条の1項では…。

○議長（藤原幸作） 簡略に。条文等は別にしても、いわゆる質問に対する趣旨をきちんと。

○15番（伊藤栄悦） 要するに、ただ、執行権の侵害がどんどん出てくると、こういう

ふうなことでそういうふうなことが言われるから、そうじゃないのだと。ちゃんとした自治法上のきまりがあって、そしてこういうものを提案しているのもあって、しかもこれは議員発議ですから、そのところを十分にご理解頂いて、そして考えてもらいたいと思います。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 先ほど休憩中でしたけれども、発言は発言として耳にありますけれども、何人かと当局が話し合ったときに、1番についてはいいけれども、しかしその他については、まずわかったということで話は聞いてもらっただけですよね。そしてまた反問権についても市当局の方から申し上げたということですが、そういうようなことをやはり言われたことに対してこういう事実もあったということもちゃんと公に説明しなきゃいけないのではないかなと思うんです。反問権についてはどのように考えているのか、この提案者の方はね、そういうふうなところをお願い致します。

○議長（藤原幸作） 今、反問権の問題は、ちょっと別の問題でございまして、これは議会改革の中で、いわゆる一問一答方式のときに、これ私自身ではそのときに協議してもらいたいという感じがございまして、これについては割愛させていただきます。

（「今、藤原さんは、反問権について質問して…」の声あり）

○議長（藤原幸作） でも、反問権のことについてなりますと、またいろいろありますので、それは…。

（「そういう話が出てきたもの…」の声あり）

○11番（藤原典男） 条例の中では反問権はついてないのですが、なぜじゃあつけなかったのかということも今聞いたわけですよ。

○議長（藤原幸作） 先ほど、暫時休憩の中でそういうことありましたけれども、このことはまた別問題でございまして、いわゆる今回の発議については、今この反問権のことはありますけれども、それは別にすることですので、整理を宜しく願います。

6番。

○6番（藤原幸雄） 今、伊藤栄悦議員、あるいは同僚議員から申されましたので、ダブるところは割愛をさせていただきますが、先ほど鑑副市長から申されました。この中で今後、潟上市発展のために一生懸命頑張ると。議会も、あるいは当局も頑張ると、同時にまた地方分権の進展に伴ってこれをやらなければならないというような趣旨で

ございましたが、その中で市長に直接お伺いしますが、このことを議決した場合に、行政運営をする場合に今までとどのようなその、支障という言葉はないと思いますが、どのような違いがあるのか。

と同時に、また、先ほどの鑑副市長の話では反問権のこともございましたけれども、今、議長から反問権のことはまず言わないでくださいと言いましたけれども、特に私から言わせて頂きます。といいますのは、鑑副市長から伊藤議員、あるいはそのほかの議員にも、この中にもしできたら反問権もひとつ入れてくださいという特に要望があったということもございましたので、この点につきましても、やはり伊藤栄悦議員でも約束事はやはり守らなければならないと、私はそれがまさしく潟上市発展のいわゆる議会と当局とはつかず離れずと、このような言葉になろうかと思いますが、この点について当局のご説明をお願いします。

○議長（藤原幸作） ちょっとこの質問については、提出者に対しての質問ということにして頂きたいと思います。

○6番（藤原幸雄） そうすれば、今の質問をそのまま伊藤栄悦議員にお伺いします。といいますのは、先ほど副市長からお願いしたことが全然ほとんど入っていないとあれだということだから、そのままそうすれば質問させていただきます。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） 私の方からまたお答えしたいと思いますが、まず基本的に、これも議員が何人か相談して、きちんと勉強して、議員提案による、発議によるまず条例だということです。

勉強のその過程で行政当局の方にも、この今回示したこの条例案を2月の段階で一度、そして5月の段階で、非公式ですけども話し合いも持ったと、そういうことです。

これあくまでも議員発議ですので、言われているとおり行政と議会は両輪で、やはりきちんと進めていくというものですので、いたずらにその議員発議だからといってやれるものでもありませんし、また勉強会、非公式なその話し合いを持った後に、当然私たちがさらに勉強をして、これは全国の例を見るといろいろな事件を議決しているそれぞれの自治体があります。私たちが今この潟上市としてどういうこの事件とするにふさわしいのかというのを研究に研究を重ねて、まず今この4点に絞ったと、こういうことでございます。

もう一つ、基本的なことを申し上げれば、議決権の拡大について議決する方法は、

さっきもちらっと話が出ましたが二通りあります。一つは栗山町とかの議会基本条例を定めて、その中に盛り込むという方法が一つです。もう一つは、今回私たちが示しているその方法のとおり、もう一つは独立してこの議決権の拡大を議決するという、二通りの方法が全国の自治体で例が見られます。私たちはその議会基本条例に盛り込むのではなくて、この独立した体系として今この議決事件を提案していると、こういうことでございます。

あと先ほど反問権というお話が出ていましたけれども、これは一問一答等の反問権というのはいろいろ話題になりますけれども、この議決権拡大についての反問権どうのこのというのは、直接ここにかかわるものでは、条例に盛り込む内容ではありません。

あともう一つ、さっきから心配頂いているその執行権の侵害にならないかということですけれども、これも簡単に言うと、今私たちがその議決しようとしているこの条例は、5年以上の基本計画についてここに掲げているもの、ほぼ5年以上ですけれども、こういうことの基本計画について議会の議決としよう。予算の伴う3年のその実施計画については、これは通常、議会で議決していますので、今回ののはあくまでも5年以上にかかわる基本計画について議決すると。ですので、この基本計画ですので、いわゆる執行権の222条でいう確定した予算を伴う議案には当たらないと。あくまでも基本計画です。

(「執行権にかかわる」との声あり)

○17番(中川光博) 今、話し中ですので。

ここが大事ですので、それで、例えば基本計画の中に例えば予算、予算の概要とか、あるいは人員の配置、体制づくりということが含まれるか含まれないかということですが、私たちはそこまでは求めていません。それは当然執行権の側の222条の執行権に入りますので、私たちはその基本計画についての予算とか、あるいは人員体制とか、組織体制とか、そういうことは全く求めるものではありません。ただしですよ、ここが大事ですけれども、ただし、行政がその基本計画のいわば説明資料として提示する分には全くやぶさかでないと思いますけれども、あくまでもその確定した予算は222条の執行権ですので、これはもう実施計画の範疇ですので、私たちはそこには、そこに入るともう執行権の侵害になってしまいますので、そこには全く入らないと。その基本計画についてのみ議決するのだと。その際に行政当局が予算の概要なり、あるいは人員体制なり、あるいは組織体制なりを説明するのは全くこれはやぶさかではありませんけれども、私たちが議決するのは基本計画について議決するということですので、よく今、執行権

の侵害で、今、市長の方も大事だというのをお話していますけれども、この地方自治法の112条で予算を除き議員に議決すべき事件について議案提出権があるということで今議員発議しているわけですので、その222条の予算執行の確定した予算を伴う議案について議決するものではないと。あくまでもその前段階の基本計画、5年以上の基本計画について、さっきもいろいろ種々説明ありましたが、その方向性やら、それをより今まで以上に説明責任をきっちりお互いに確認しながら計画の実効性を高めていくということですので、執行権の侵害には全く当たらないということになります。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 今、執行権にかかわることですのでお答えしますが。

自治法上は、この今1、2、3、4つありますね。自治法では、基本構想は必ず議決しなさいよと書いているわけです。あとの2、3、4は議決いらないと、必要ないと。書いてないんです。それが執行権なんです。基本構想は議会で議決しなさいと書いてある。そして都市計画のマスタープランとか行政改革大綱、集中改革プラン、次世代育成計画、これはやれと書いてない。それを今やろうとしているでしょう。やろうとするんですから、今の段階、今の法律の段階では執行権に当たりますと、私の今の答えです。こういうことです。

○議長（藤原幸作） 今の各議員からの質問でもって終了したいと思います。そして、あと午後の方に、これは討論もございますので、大分時間がかかると思いますので…。

（「議長、中途半端でないか」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑の方に、はい。時間かけてやりますので、質疑で終わります。20番。

○20番（西村 武） 今回の議員発議ですけれども、今も大分議論になっておりますけれども、これは地方自治法96条では、議会の議決というのは15項目にわたっておりますけれども、その2では前項に定めるものを除くほかとなっております、この議会の議決すべきものを定めることができるとなっておりますが、それでこの4点が出てきたと思いますけれども、そこで私は本当にここで注意しなきゃいけないというのは、市町村条例というのは、憲法はもとより、法律やその政令に基づきまして違反のない条例を作るというのが最大の目的なわけでございます。そこでその市町村の条例で定める事項ということでございますけれども、この種のもので定める権限内の事項であるかどうかということ。これをまず1点聞きます。

それと、他の法令の規定、そういうものに抵触していないのかどうかです。あるいは、こういうものは県条例ともやはりその整合性、そういうものに抵触していないのかどうかということも考えなきゃならないわけです。もしそういうところに違反すると、この条例は無効になりますので、その辺のところはどうですかということ。

それからもう1点は、先ほどからずっとお話しておりました執行権の侵害とか、こういうお話になりますけれども、この4点につきましては、4点というよりも2、3、4ですね。私は先ほど来お話を聞いておりましたが、違法、越権行為ですね。違法性があるのではないかと、こういうことでございます。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） 20番さんですけども、越権行為というのはどういう意味ですか。

○20番（西村 武） どういう意味だか私もよくわからないから、やはりみんなて話を
してやるべきということ。

○15番（伊藤栄悦） 私は越権行為じゃないと思っているし…。

○議長（藤原幸作） 私語はやめてください。

○15番（伊藤栄悦） それで、96条の1項は、これは制限列举主義であります。これ、2項の方は条例で出してもいいっていう、112条のところであるし、それから条例で定めることが発議ができるということであります。これは、まずその根拠は、時代によって変わってくるんですよ、この法令の解釈。例えば実定法というのは、これは時代によって変わります。自然法のようなものは、これは時代によっても何も変わらないと。だからこれもやはり時代の変化によって法令の内容もまた変わってくるのが一般的です。

それで、この96条の2項の件についてですけども、これは平成9年の地方分権推進委員会の第二次勧告で、これは議員必携の49ページに記載されております。その中では基本計画や各種のマスタープラン等を条例により議決事件に指定することを提言するという提言しております。

それから、議会議決権の範囲の拡大ということで、市議会議長会並びに町村議長会で、やはり16年2月、ここでもちゃんと規定してございます。その中の一つは、地方議会の政策形成能力や行政監督能力機能を高めるには、首長との関係で制約されていた議決権をはじめ権限全般の強化を図る必要があると。議決の範囲の拡大については、地方自治法第96条2項を活用して議会の議決が必要なものとして以下のような事項を条例として規定できると書いて、そして1番めに市町村が議会の議決を経て定める基本

構想および基本計画に改めるということです。2番めは、住民生活に直結する高齢者福祉計画とか一般廃棄物処理計画など個別のマスタープランを議決事項に加えることということが述べられております。要するに、この地方分権を推進する中で、やはり考え方もずっと前に制定したいいわゆる解釈論、やったものがどんどん変わってきて、そして今、地方分権というのは結局地方に権限が移譲されると、そういうような権限が移譲されるということは執行権にとっても権限が拡大すると。そういうときにやはり市民から代表として選ばれた議員が、議会が、やはりきちんと議会の役割を果たしていくべきだと、こういう観点に立ってこういうものが今出されているところでありまして、私は96条2項によって議員発議をすると、議決権というものをすることは、やはりお互いの、市というものがこれが発展するためにも決して悪いことではなくて、お互いにやはり理解しながらやっていくことが大事だと。ここで議決ということで我々大変こだわっていますけれども、これは本当はそうでなくて、議決もするけれども、議決の中のプロセスを重要視しているわけです。プロセスということです。経過です。なぜならば、二元代表制の中で私たちは、市民から選ばれて執行権との独立対等な立場にあるから、だからそこでやはり市民の目線に立った政策を実現していくために、やはり私たちもこの分権化が進む中で議会としていろいろやっていかなければならないのだという、そういう考え方の中で私はこういうことを提案しているわけでございます。

制定状況もありますけれども、もし必要であれば、どういう状況であるかということとは話しますけれども、まずはここで。

○議長（藤原幸作） ほかに。20番。

○20番（西村 武） ただいま伊藤栄悦議員からるる説明がありましたけれども、私は単に議会が定める事項ができるというようなことでございますけれども、この種の都市計画マスタープランや行政改革、これが議会の議決に定める権限なのかどうか、事項なのかどうかというのがちょっと疑問なんですよ。

そこで、例えば都市計画マスタープランには、現行でも例えば正副議長、あるいは各常任委員長、市民の代表、学識経験者等が出席して、こういうことを審議しております。そういう中であえてまたこの議会の議決事項にするのかということと、また、計画というと当然ここに予算が伴ってきますね。予算、計画ですから。予算のない計画なんてできるはずがないじゃないですか。その辺のところは執行権の侵害に当たっていくのではないかというようなことと、もう一つはその越権行為になっていくのではないかと、こ

うということが心配されますので、私は今要求するのは、再度やはりみんなでもう一度真剣にこの、今までだって条例一つ変えるにしてもですよ、その各常任委員会にその条例の付託をして細かく審査してきていて、こういう大事なことを14人ですか、どんと出して今日議決するというのは、これはあまりにも無謀なやり方ですので、みんなでもう一度審査して、きちんと正しい、法律に抵触しない、そういう条例を作ったらいいのではないかと思います。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） 今、西村議員のお話ありました件ですけれども、やみくもに14名の皆さんがやっているんじゃないかなというふうなご指摘ですけれども、私たちは2月に皆さんの方に1回、条例を、今検討しているということで示しました。5月には全員協議会で条例を示した後に提案理由もお話し致しました。その後、私どもでもいろんなその中身をさらに研鑽を積み重ねて、議員発議という形で出していますので、その手続き的には過去がこうだったからこれからもこうでなければいけないという手法ではなくて、先ほどからありますとおり、この分権が進むにしたがって、議会も行政も新しい関係に入っていくというのは間違いありませんので、そうするとこの議会の中の議員提案というの、今後ますます増えていくと思います。いつも議員全員の皆さんが合意して議員提案という形ではなくて、今後ますますその可能な政策を可能なメンバーで本会議に提出して、この本会議の席上で今あるようにみんなでその議論をして決めていくという形が増えていくだろうということは十分に予想されると思います。まず一つは手続き、あるいはその中身についてはそういうことです。

私何度もくどく言いますけれども、これは議員発議ですので、この法律にのっとってきっちり発議をしていると。やみくもに発議をしているのでは全くありませんので、宜しく御願います。

あと、執行権の侵害ということの心配ありましたけれども、これは繰り返しになりますので申し上げますけれども、執行権の侵害には当たらないと考えています。

あともう一つ、こういう議論の場ですのでご紹介しておきますけれども、既にこの議決権の拡大については、ほかの自治体の制定状況どうなっているかということですが、5万人未満の市の関係で、これは昨年12月31日現在の数値ですけれども、247市がありますけれども、既に10.5%、1割強の自治体で既にこういうことが始まっていると。当然、町村議会等についても、町村議会はまだ16年の資料になるのですが、町村

議会でも既に10%近い7.5%の議会が既に地方分権の進展にしたがってこういう条例を定めて、新しい行政と議会の関係づくりを模索し始めているということでございます。

あともう一つ、県条例の方に上位条例があるのではないかと、法に違反してはまずいよということですが、この条例については県の上位の条例というのではなくて、それぞれの自治体がきっちり自分たちの責任のもとで研鑽し、条例を作り、制定し、進めていくということですので、特に県との関係でどうのこうのというのは、この条例に関してはありません。

以上です。

○議長（藤原幸作） 今の質問に対する答えですので、あといいです。

ほかに質問ございませんか。20番。

○20番（西村 武） 先ほどの中川議員から2月、5月に説明をしていると、こういうようなことですが、その2月も5月も、今この発議は、そういうものを検討中であると、詳しいことはまた後でと、こういうことで締めくくっておりますので、私たちは当然もう一度全員協議会でやるべきだと思っておりましたので、その点、やはりもう一度、先ほど藤原典男議員も言われたように、みんなでもう一回この条例が正しいのかどうか、果たして市民のためにプラスになっていくのか、あるいは当局といわずらに摩擦を起こすのではないかと、いろいろなことを審議しなければならないので、私はもう一度みんなで審議した方がいいのではないかと思います。

○議長（藤原幸作） 13番、どうぞ。

○13番（佐藤 昇） 西村議員のご心配のことですが、既に私どもの方でも発言しておりますように、2回ほどの提案をさせてもらいまして、かなりの期間もあったということで、佐藤恵佐雄議員が冒頭に、いわゆる全体でということのことですが、この期間に例えば会派代表者会議等々の中で号令あればよかったです。しかし、それとてやはりこの招集権は議長にありまして、そういう機会は議長が招集して、このものをテーブルに上げておむと、議論するという場面があってもよかったですのではないかと、個人的な感想は持っておりますが、なかなかその機会がなかったということで、それをどうかこうとかというつもりはございません。

いずれにしても一番心配なのは、執行権の侵害に当たることではないかということですが、私どもこの件につきましてかなり勉強会を重ねた上で、その執行権の侵害は絶対しないように、ならないようにというような思いでこの条例を提案しているところ

でございます。今後とも議員同士の信頼関係、議員と当局との信頼関係のもとで市民の目線に立って、計画立案をしていくと。そして結果的には市民の生活向上に役立つという趣旨でございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） この条例案が出されておりますけれども、先ほど西村議員はもう一回皆さんで話し合いをした方がよろしいのではないかなというようにもおっしゃいましたが、私ははっきり言ってこの条例は必要ないと考えております。

先ほどからいろいろとお話を伺ってきたわけですが、当局と勉強会を持つ、わざわざ非公式という言葉で、勉強会は別に公式なわけじゃないですから黙っていても非公式なはずなのに、わざわざ非公式だと。何だか秘密めいているところでこういうのが画策されているのかという感じがしてなりません。今、佐藤 昇議員も、そういう執行権を侵害するようつもりは全くないという趣旨であるということですが、であればそういうことを条文に明文化しないと、それは実行できません。出した人がそういうつもりですがということであっても、執行する段階になって、あるかもしれません。それが必要であれば明文化しないと、これは条例としてはいけない条例になってしまうということがあると思います。

私が伺いたいのは、第2条中、4つあるわけなのですが、先ほどのご説明だとマスタープランは現在やっている、改革プランは見直しの時期になっている、次世代育成の方はこれからやっていく、だからこれを選んだと言いますが、行政は連続性はありますけれども単年度制でやっているわけであって、来年、あるいは再来年、また3年後、5年後、見直しをしなければいけない計画が山のようにあるわけでありまして。そうすると、このここに書かれてあるマスタープランとか行動計画が既にできあがったといった場合は、この条例はどうなるのでしょうか。もぬけの殻になります。もうできあがっちゃったものについて、基本計画も、見直しも、議決も必要ないというふうに思うところもあります。

基本計画を議決をするというようなことでもありますけれども、基本計画を議決するのは、当然発展計画とかは出されていますので、我々も審議に加わるところがあります。それから、各種の審議会、委員会に議会の代表者が出て行って議会の考え方を述べている機会もあります。そういうことで、議会が既に審査に加わっているという見方ができると思います。個人個人の資格で参画されている方はどなたもいらっしゃらず、それな

りの役職を持っているからこそ委嘱をされて会議に出て意見が述べられる。そういうようなことの仕組みができていながらもかかわらず、さらに全員で必要だというようなことは全く必要のないことであると思います。

この第2条の4項目、1番はわかるとしても、2、3、4については、いかにも今現在やっている、あるいはこれからやっていくものについてはまっぴいこうというようなことで、いささかこれはどういう選び方なのかいま一つよくわからないところがあります。

それから、4条に関しても公表する、報告するということになっていますが、マスタープランも次世代行動計画もすべてその上位法の法律で変更なり計画を定めるときには、公聴会等を開いて住民の意見を反映させる措置を講じることというのがうたわれております。そういう住民の意思をきちんと反映させるべき上位法があって、さらに下位条例がここでわざわざ示さなければならないというのは、全く法律の精神に反しているやり方であります。ですから4条も必要ないということになります。既に法律で規定されています。

附則の2についても、この条例の施行の際に施行されている事項について云々、既に議決されたものとみなす、これも大変な問題なわけであります。しからば、現在施行されているというのは、どの計画、すべての計画なのか、そういうことについてここで何らわからない、そういうふうはこの条文、4条で附則がありますが、この議会の議決を拡大しなければならないというような位置づけが何もわからないということになります。現状の何が問題でこういう条例が制定されなければならないのか、議会は当局に対して基本計画の策定にかかわっていかなきゃならない何かがあるのか、何を求めていくのか、この辺がはっきり目的第1条にうたわれていない条例は、条例としては体をなさないという部分でもあります。その辺をはっきりとさせなければならないと思います。

もう一つ大事なものは、この条例がたとえできあがったとしても、どのように運用をされていくのかというのが、運用細則なり何もないわけです。議会でその基本計画にかかわっていくといったときに、本会議でやるんですか、それとも委員会でやるんですか、ここの書かれてある計画だけでも1部局にとどまらないで全部局にまたがって精査しなければならない部分が多々あるわけです。そのときにその計画を議会がチェックしていく、かかわっていくといったときには、どういうふうに議会が動いて、相当の時間がかかるとは思いますが、そういうことでかかわっていくのか、運用方法がどうなのかとい

うことが、またここにも書かれていない。全くこの条例の条文だけを見ると、何の話なんだというのが率直の気持ちです。もう少し目的なりわかるように条文化して頂かないと、この条例というのは全く体をなしていないと言わざるを得ないと思いますが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） 今の質問いろいろありますけれども、これはいろんな解釈といろんな見解があるというのは、それは自由ですので、いろんなご意見で構わないと思います。

今、その1つめ、各種の審議会にいろいろ委員の皆さん、市民の皆さん出ているはずだと、法律にもそういうふうに規定されているよという話もありましたけれども、よく読んでもらえばわかるとおり、この第1条の目的の中にキーワードが2つあります。

「透明性」と「実効性の高い市政を実現していく」と、この2つがキーワードですので、今の伊藤議員の言われたところは、透明性についてはいろんなその市民の皆さんにちゃんと計画を発表する場があるよと、そういうお話でしたけれども、この透明性と実効性を私たちはうたっていると。

あと、各種審議会にその議員が加わっていると、そういうその動きになっているよということですが、これは参加した議員が帰ってきて議会に報告している例を私は一つも知りません。ということは、議員の参加であっても、名前は議員であっても個人の参加で出ているに違いありません。その報告義務も課されているわけでもないのに、解釈としては、個人で参加していると解すべきで、議会のトータルな意思がこの審議会にきちんと把握しているものではないと言ってもいいのではないのでしょうか。

あとですね、なぜ今この条例が必要なのかよくわからないということでしたけれども、これは最初の提案理由に説明したとおりですので繰り返しません。

あと何でしたっけ、その…細則じゃなくて附則ですね。これはちゃんと読んで…、ちょっと読み込みにくいっていうのはあるかもしれませんが、私たちが提案する条例は、この4項目です。公布されない限り、この条例というのは全く体をなしませんので、この公布されて初めてこの都市計画、行政改革大綱、次世代育成、あるいはその第1項についても、公布されて初めて効力が出るわけですので、この附則の2のこの条例の施行の際、現に施行されている事項についてはということで、この（1）についても既に総合発展計画がうたわれて今現在進行中です。都市計画マスタープランは、

これから成案になっていくと。この行政改革大綱についても17年から21年までで、既に進んでいると。次世代育成行動支援計画についても既に進んでいて、22年からまた新しいのができる。したがって、この附則の2の理解は、この条例の施行の際、現にこの施行されている事項というのは、まさにこの1から4まで入ると。したがって、この1から4に変更がある場合は議決を要すると、そういう解釈になります。

以上です。

- 議長（藤原幸作） この後、討論関係もごさいますので、続行するというごさいますが、暫時休憩しまして、再開は2時からとします。

午後 0時49分 休憩

午後 2時00分 再開

- 議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

先ほど14番の質問で終わったわけですが、それについて14番。14番。

- 14番（伊藤 博） 午前中の質疑のところで私幾つか質問をしたわけですが、全部ご回答頂いていない部分がありまして、そのところを再度質問を致します。

第2条のところのこの4項ありますけれども、なぜこの4項に絞って議会の議決すべき事件となるのか。先ほどの提案説明の中では、5年以上の計画というものをとらえていて、現在策定中、あるいは再構築の年になる、それからこれから取りかかっていくというようなものではありませんけれども、しからばなぜ5年以上の計画に限定して、ここに書かれているものについてだけ議決をしなければならないのかということでもあります。

もう一つは、現在このやり方で、現状の部分でどんな問題が起こって、この条例を制定して議決をしなければならないのか、この条例が制定されることによって市民の生活に影響があるのか、福祉向上に果たしてつながっていくのか、その辺のところは2点めのところでもあります。

それから、先ほど少しお答えがあったようなのですが、附則の2番のところでは、なぜ条例の規定により前に、現に施行しているものについては議決とみなす必要性があるのか、この辺のところの説明がありませんでした。更に、この条例が制定されることによって、制定されたとして、ここの2条にある計画について議会が否決をした場合、そのときにはこの計画、例えばマスタープラン、あるいは支援行動計画等について、議会が否決した後は当局が執行できないという状況になると思いますが、そのことが執行権

の侵害に当たらないかどうか、その辺についても伺ったつもりであります。

以上のところ、再度お願い致します。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） 1つめ、なぜ4つに絞ったのかということですがけれども、まさに今、伊藤議員が言われたように、現在策定中、あるいはすぐ計画を作るものに今回絞りました。これは今回、議決、上程している条例は、おっしゃるとおり行政にとっても初めての経験です。また、議会にとっても初めての経験です。私たちはその現在策定している計画が、まさに議会と行政の試金石になるととらえております。そういう意味からもまずこの4つに絞り込んだと。5年以上の計画になぜかということですがけれども、これもさっき言った行政の執行の妨げにならないように、1年とか2年とか3年とかその短期的な計画については、この基本的な計画とは考えていません。5年以上のこの潟上市にかかわる大きな基本的な計画についてのみこの議決すべき事件としていこうと、こういう内容です。

議決することによって住民の福祉向上に役立つかという2つめの質問ですがけれども、これは提案理由に何度もお話しているとおり、透明性と実効性を高めるための議決権を決めるのだというようにお話させて頂いていますけれども、まさにこの透明性と実効性を高める、この点において大きく市民のその福祉向上に役立つことは間違いありません。

あともう一つ、附則の2です。この条例の施行の際に現に施行されている事項についてはどうなるのかと、今までに施行されているものはどうなるかと、これもさっき少し説明しましたがけれども、これも当然うたっているとおり、ここに今これが可決されると、この第2条の1項、2項、3項、4項については条例がスタートしますので、既にこの行政改革大綱にしても、次世代育成行動計画にしても既に施行されていますので、既に施行されている分についても変更のある場合は議決を要すると。変更のない場合は特段議決を要しないという解釈です。

あと4つめ、議決が否決されたらどうなるかと。これも行政の妨げにならないかということですがけれども、当然ここは立法府としての議会ですので、否決された場合には提案者がそれをどうするかということは提案者の方にもう一度戻されると、こういうことはこの立法府の議決においては当然のことと思います。その戻された立法者がどうするかということは、また、これはもう全く別の問題ですので、その否決された場合どうなるかということですがけれども、繰り返し申し上げますが、ここは、議会は立法府ですの

で、否決される場合ももしかすると万が一あるかもしれません。これは必ずしもこの議会に上程されるすべての提案がすべて賛成されるということでもありませんし、いろいろなケースが考えられると思いますが、先ほどから説明しているとおり、この基本的な計画の議決に関する件については、万が一あるかないかということぐらいの想定だろうと思います。

以上ですね、4つ。以上です。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 今ご説明のところでは、第2条のところは4つあるということで、試金石に、お互い初体験だから、まず、まず4つ。まず4つとか、とりあえず4つとかいうような、そういうような軽いところで条例が施行されて制定されていくのは非常に理解しがたいところであります。5年以上の大きな計画についてというが、市の行政で行っている計画に大きな計画も小さな計画もないわけであって、必要に応じて市が計画を定めて行政を施行していく、こういう流れの中で大きい計画だから議会の議決をしてチェックをしていく、小さいものは適当でいいやというような考え方では非常に偏っていると思います。計画にランクづけをして長いスパン、あるいは予算が多いから大事な計画、そうじゃないものについては簡単に済ませちゃおうと、そういうものでこの行政の計画をとらえていくことに非常に大きな疑問を持たざるを得ません。

また、目的のところでも、透明性、あるいは実効性を高めていくというところがありますけれども、しからば現在、透明性がなく、実効性も薄いのかというようなことが反対から見ればそうであります。ですから現状の何が問題でこの条例が必要なのかという必要性については何らご説明がない状況にあります。今の段階で、現状でも透明性、あるいは実効性はあると思っています。ですから行政も日々進んでいるのだと思っています。我々の議会のところにかかる議決についても、それが否決されて戻されたとかというところが少ないのは、そういう透明性なところで議論をしたり協議をしたり、そういうことの積み重ねが現在に生きているのだらうと思います。もし否決されたらば提出者に戻してやればいいんだと、ここは立法府だから可否だけを決めればいい、だめなものは戻してやり直しをさせればいい、これが実は戻ってやり直しをして再度議決を要するという作業の時間の方がやはりかかると思います。それが市民の福祉の向上につながることは、とって思えないわけでありますが、スピードを求めている時代に、あえて時間をかけるというのは、市民の福祉の向上に反することだと思っています。もしそうである

ならば、解釈の方法を、人によってどう解釈するかは自由だと言いましたが、そうじゃない。条例というのは、市民全員に適用されなければならないのですから、市民の誰もが見ても理解できるようにきちんと成文化するというのが基本だと思います。そのところがいま一つ理解を苦しめているところではないでしょうか。人によって解釈が違ような条文では条例は制定できないと思います。

先ほどのところも再度になりますが、運用していく場面のところ、議会でチェックをして議決をすると言いましたが、実際問題どのように作業を進めるのか、そういう手順も何も示されないでこの4つの計画について議決をするということがうたわれていますが、最も大事な運用の面で何ら説明がないというのはおかしいものだと思いますので、再度そこら辺、今伺ったところをお答え頂きたいと思います。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） 目的がはっきりしていないよというご指摘ですので、提案理由のところで説明しましたけれども、目的、その透明性と実効性だけでいいのかというようなお話を頂きました。なぜその透明性が確保されていないと感じるのか、あるいは実効性がなぜ確立されていると感じていないのか具体的な例を示した方がいいというようなお話です。

具体的には、この透明性がしっかり確保されているのかいないのかということの一つ例に挙げて申し上げますと、この潟上市の5年以上の基本的な計画については、資料を行政の方でしっかり作って頂いていますけれども、あるときは家庭の方に郵送されたり、あるときは全員協議会で説明していただいたり、そういう状況ですので、やはりこの5年以上の、少なくとも基本的な計画については、きちんとそのシステムをやはり作り上げないといけないのではないかなと。こういう一つのシステムというふうに考えて頂くとわかりがいいのかなと、このように思っております。よりこの市民にかかわる重要な基本的な計画については、透明性をより高めて、しっかりその行政と議会がお互いに責任を持ってその市民の福祉向上につなげるべきではないのかなと、これが一つの例になるのではないのでしょうか。

あと運用のことを聞かれていまして、まだお答えしていません。申しわけありませんでした。運用については、これは議員発議の提案ですので、ここで可決されれば、この提案は、この条例は行政の方に渡すことになります。可決されると、この条例は行政の方に、議会から行政の方に渡すことになりますので、その際、議会と必要なそのメン

バーが行政の方としっかり運用について定めるということになっていきますので、これが今回の議員提案の発議の場合のその後の、可決した後の運用細則が必要なものであれば運用細則を定めると。運用細則が必要でないものは定めないと、こういうことになっていきますので宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 今、透明性に欠けているという具体的な例を示してくださいと、こう14番さんからあって、中川さんはこう答えたんです。ある資料は家庭に配った、ある資料は議会に配付した、これが透明性に欠けると。そんなことありますか。じゃあ具体的に示してください。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） ちょっと言葉足りませんでした。大変申しわけありません。

基本的な計画について今までは具体的な、議会がかかわった中で具体的な議論なしに基本的な計画を決めて頂いたと。

○市長（石川光男） 具体的な議論をしなかったのか。

○17番（中川光博） 具体的な議論をしませんでした。例えば、健康潟上21とか、潟上市老人福祉計画、あるいは介護保険事業計画、いろいろございますけれども、さっきお話したとおり…。

○市長（石川光男） 議会にかけなきゃならないですか。

○議長（藤原幸作） 市長、ちょっと待ってください。

○市長（石川光男） そうなると、今4つ言われたが、全部ということになるのですか。

○17番（中川光博） もう一回説明しますが…。

○市長（石川光男） 透明性に欠けるということで、勝手にそうすれば、健康21とかそういうようなことは議会にいちいちかける必要があるんですか、当局で。

○17番（中川光博） だから、今まではかけなくてもそういうふうに来てきていたけれども、私たちはそういうふうと考えてなくて、やはり重要な…。

○市長（石川光男） 議会運営として4つ挙げたじゃないですか。4つを議会で、自治法では基本構想だけは議決しなさいよというのをあえて今3つ足してやるということでしょう。何で、あえて健康21が出てくるの。

○議長（藤原幸作） 市長、ちょっと待ってください。

今、市長からも話あるけれども、暫時休憩します。

午後 2時16分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開します。

質問に答えてください。

○17番（中川光博） もう一度ですね、伊藤議員が何が透明性に欠けていたのかということをお話くださいということでしたので、従来のその基本的な計画については、議会が議決に参加してこなかったと、こういうことがやはり私が考える、私たちが考える、もっとその基本計画、重要な計画については、しっかりと議会で議論をし、市民とも意見をしっかりと議会も聞きながら、きちんとその責任を果たしていくと。計画の実効性についても責任を果たしていくと、そういうことが必要なのではないかと、こういうことです。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 1点だけ最後にお伺いしますけれども、先ほどのところで議決で否決をされた場合、提出者にその問題を戻してやればいいというようなこと、あるいはそのところはどういうふうなことになるのか。

もう一点は、これから条例が可決されて制定されれば、当局と作業、事務作業と言いましたか。作業をして話し合いをしながら進めていくようなことが必要だと、細則を作るにしても。それは一体だれがどこで行うのかというのは、また新たな問題になってくると思うのですが、そういう運用の、この条例を運用していくという、細則になるのか綱領になるのかわかりませんが、そういう運用細則みたいなものは、どこを見れば、これから作るということなのか、そういうのがなければこの条例は今のところ全くわからないなというところなのですが、最後の1点でその運用はどうしていくのかというところをもう一度お聞かせください。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） もう一度繰り返し申し上げますが、議員発議の条例ですので、条例が可決されると、これは行政の方に手渡ししなくてはなりません。議会から行政側にきっちり条例を手渡しして、最終、やはりきちんとした条例の内容の確認、更にはその運用の確認をしなければなりませんので、そういうプロセスにおいて必要であれば運用

規則が定まると。必要でなければこのとおり運用をしていくと、こういうことになりま
すので…手順としてはそういう手順になります。

○議長（藤原幸作） ほかに。はい、15番。

○15番（伊藤栄悦） ただいまの説明で結構だと思いますけれども、私はこの条例の一
番の重要な点は議決そのものではなくて、議決もそうですけれども、最終的には。だけれ
ども、私はやはり二元代表制をとっていると、この自治体にしても。要するに二元代表
制というのは、首長はこれも選挙によって選ばれて市民の声を反映すると。それから、
議会もやはり、議員はやはり選挙によって選ばれて、そして市民の声を反映しなければ
いけないと。その結果として、いわば執行権は首長に、そして我々には議会というところ
には議会の権能が11もあるわけですけれども、そういうことでやっていって、お互い
に独立というか対等独立の中で物事をやっていくときに、議会は何をするのかと、こう
いうことになります。チェックアンドバランス、抑制と均衡の中で、よりよいものを作り
出していくと。どちらも独断先行ではだめです。ですからその意味で執行権の方では
執行権としていろんな総括をするわけですから、いろんな案を出してくると。そして私
たちはそういうふうな市民生活にとって、市民のいわば方向性を決定づけるような重要
な計画、この計画を私たちは今言ったような5年以上、しかも重要なものと、こういう
ふうにとらえて、そして…。いやいや、だから結局一番重要なのは二元代表制の中で、
やはり議会と当局がよく話し合いをしながらきたから、さっき最後に否決されるという
ことになったらというけれども、私は否決されることは、まずないと。なぜならば、そ
のプロセスにおいても既に話し合いが十分されているから、だから…。いや、それで
も条例は、まずいって。それで条例にするのは、ただ報告だけでは、これはやはり十
分じゃないと。さっき言ったように透明性にしても実効性にしても、やはり私たちは市
民の声を二元代表制の中で、そういう政策の中に反映していきたいと。その中で、プロ
セスの中で話し合いができれば一番いいと。だからプロセスの中で話し合いをして、最
後には議決と、こういうことになれば、やはり私たちのこの権能というか責任というか、
そういうものも果たすことになるのではないかと、こういう思いで案を出しております
ので、特別に執行権を牽制するとかチェックするとか、何かそういう敵対的な関係とか、
そういうものでは全くありません。そこのところをご理解頂いてということで、今、総
括的な話をしましたけれども。

○議長（藤原幸作） ほかに。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 先ほどは私も伊藤さんからる説明ありましたときには、まずそれなりにこの透明性、あるいは、より以上の今後の議会運営等、また当局の執行に関する問題等々含めて、まず条例を策定することは別に反対ということはありませんでしたけれども、ただ、今までの皆さんの議論を聞いていますと、やはりこれだけの重要な計画だけなのです。重要な案であるだけにですよ、もう少し検討に検討を加えて、今ここで急いで条例を作らなくてもいいのではないかと。と申しますのは、この議会の議決すべき事件ということで第2条のところに4項目を挙げています。例えば都市計画プラン、行政改革、それから次世代と。これを途中のもの、あるいはこれからいろいろと我々が参画していくわけでしょう、議会の中で。それを、この下の部分の第3条のところに、首長等執行機関は前条各項に掲げる計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を得なければならない。ということは、当局に私たち議会が参画して、計画段階からまず策定にはまっているものですよ。それをさらに変更、計画を策定して変更しようとするときは、また私たちが議会で我々の議決を得なければならない。ということは、私たちがはまったことを自分たちでまた変えようとするときに、議会の議決を経なければならない。ということは、自分たちが作って、自分方が今度は変更するとき、また自分方で決める、これ無意味じゃないの。執行部と議会と一緒に作って作るわけでしょう。例えば当局で変更しようとするときは議会の議決を得なきゃならないということは。それに自分たちがはまっているわけでしょう、当然、議会も。その中で自分たちが作ったものに対して自分たちがまたはまって変更するということは、ちょっと、その辺がまず納得できませんね。今までであれば、議会、執行機関が当然、執行機関、議決機関として役目を果たしてきているわけです。先ほども伊藤議員が言ったとおり、何が不足で、今まで特別な不具合なことがあったわけでもないのに、作るなら作っても、もう少し時間をかけて、そして皆さんが納得した上で全会一致ですべきではないかということを皆さんに提案しているわけです。ですから、執行権に介入しない、あるいは当局は反問権なるものを要望している、そういうことがもろもろやはりまだ議論しなければならない余地というのがあるわけですよ。2月、5月、出したと言っても別に特別な議論をしたわけでもない。説明は確かにしましたよ。皆さんは大変また勉強して、いろいろ第何条と法律を掲げてきていますけれども、我々はもう少しやはりその点をまず勉強させてもらって、ですからもう少し皆さんの、皆さんというか意見をいろいろ言っている方は、やはり議論をもう少ししてほしいということですので、その辺を

ひとつ考慮して頂きたいと、このように思います。

○議長（藤原幸作） ただいまの発言と関連しましてご意見ございませんか。21番。

○21番（堀井克見） 午前中から大変御苦労さんでございます。

それぞれ一方においては14名の連名によってこの条例を提案し、そして可決したいという意向であります。一方では、全く今この状況の中でこの条例が必要なのか否かということで、正反対の意見が出ております。同じ議論の蒸し返しになりますと、時間も大分経過しておりますので、今までの議論を踏まえながら一、二点申し上げ、そして私の最終的な何ていうか提案というか、それも含めてお話したいと思っております。

まず質問したいことは、今さらまさしく議員の皆さんでありますから釈迦に説法で、私から言うこともないのですが、いわゆる地方自治法の96条の中で議会の権限というのがきちんと定められております。地方分権法の施行とともに地方議会の権限を広め、そして強化すべきだということで、2項はこれが必要であるならば議決することも可能ですよ、できますと。これに基づいて今、伊藤さんを先頭にして提案されておると思うわけです。そこで、先ほど来皆さん、提案側が申し上げておりますけれども、議員の発議だとか議員の提案、これは議会のルールにのっとってあなた方はやってきているわけですから、何もそれを否定するなどということはないし、できるものでもないし、それは大変結構でしょう。それは大いに結構であります。

まず一つは、非常に私、単純な疑問でありますけれども、なぜゆえに5人が提案者になって、以下10名が賛成者として、正規の提案もしていないのに、もうはじめに賛成ありきということで連名で14名の方々が提案するという形態とプロセスをとったのか、いまだに私、解せません。まさしくこの議会の憲法でありますから、今、議論を丁々発止やっています。これほど大事な条例を設置するのであるならば、最初から22名が一堂に会して、まさしく趣旨、目的からですね、1条ごとにしっかりとフォローし、そして結果的には成案をたたき出すと。一方においては、昨年一年、皆さんのご案内のとおり議会改革ということでいろいろ議論、あるいは考え方の相違がありまして一年間くすぶりしました。なかなかできないと。そして今年の春ですね、ようやく議会改革特別委員会というものをわざわざ設置したわけでありまして。その中で各会派、1人会派から4名までおりますけれども、それぞれが今、潟上議会の議会改革で必要なものは何なのかと、メニューを出してくれということで何回と非公式的に、公式にやりました。その結果、今出てきたのが11本のメニューです。それを今、著についたばかりです。それを最中、12

月の定例会の最終日までという期限を設けて今審査しておる最中に、これが必要とするならば96条の2項をおいてですね、議会改革というのはあるんですか。私はもう一番に議会改革の中心的な改革事件としてこれをのせてこななければだめだ、それがですね、まさしく皆さんに一年間近くもお願いをし、そして探ったのに出てこないで、今唐突に出てきた。2月がこうだとか、5月がこうだとかと言うけれども、14名の中で2月のときに議員になっていない方2人おりますよ。何回勉強したのか、どういう手順でやったのかわかりませんが、いかにもですね、いかにもやはりそれにこだわっているなど、これが果たして3万6,000市民の立場を考えたものの提案なのかな。そして先ほど来議論されていますけれども、そもそもですね目的が計画の策定段階から議会が政策の実現に向けて積極的に役割を果たす、いわゆる関与していくということですよ。関与なんかできませんよ、執行権に。5年以上となれば、まさしく計画だけで財政の伴わない計画なんてありますか。私はやはり30年の経験則から、必ず議論するときには財政計画と、それから施行計画というのは不離一体のものだと。将来の財政構造はどうなるんだと。そして一体的な形の中でお示し頂きたいと。でなければ絵に描いた餅だよと、こういうことを申し上げてきております。なおかつスピード感を持ってやりましょうと。これがですね、自らどこがそれにそぐわなくて、今こういうふうなことをやろうとしているのか。そして、市民の視点に立った実効性とか透明性、イロハのイですよ。すべて実効性と透明性を法律に基づいて、自治法と私ども自治体の条例に基づいて当局もやってきたんでしょう。我々もまた議会の権能という権限の中で十分議論を臨んできました。今ここでやらなければ、なにゆえで、市民が何の不自由と、市民のために何か問題があったんですか。少なくとも、一つの提案です。これだけ議論が2つに分かれておるわけですから、おおむねですね。12月の末までに、12月議会の末までに議会改革の成案を出すことになっていきますので、私はみんながよく協議をして、追加付託をしてですね、しっかりと特別委員会でもって頂いて頂く。先ほど佐藤恵佐雄議員からも提案がありました。そして22名がですね、あまねく意見を交換し、その間に市当局としっかりと信頼を深めるルール作り、確認作りをしてからでも、この条例の制定は遅くはないと私は思います。それが市民の負託にこたえる我々議会の唯一の道であると、こう確信を持って申し上げたいと思います。

ちなみに、この第2項によって条例を定めることができるということは、これは事実でありますけれども、こういうことが書かれています。法令の明文化によって、その長、

その他の執行機関の権限に属することとされている事項は、事柄の性格上、執行機関の権限に専属すると解釈されるものについては、議決事件とすることはできないものである。また、これらの事件には必ずしも該当しないと解されるものについて、初めてこのような趣旨、いわゆる議決事件を定めることができるわけですが、その一番の大事な要素は、地方公共自治体における議会と執行機関の適正な関係というものに十二分に配慮して設定すべきだと、設置すべきだと、こういうきちんとしたものもございますので、今ここで無理無理ですね賛否、数を圧して物事をやるとかやらないとかということでもないでしょう。どうかひとつこの半年間ですね、じっくり時間をかけて、そしてまさに議会改革特別委員会でじっくりともんで、そして12月議会の最終日までに成案を得るという方法を、ぜひひとつ提案者の代表である伊藤議員にひれ伏してお願いしたいと思っておりますので、どうぞひとつ解を深くして配慮して頂きたいと思っております。できればですね、私のこの質問に対してお答えを頂きながら、1回休憩を入れて頂ければ、議長にひとつその采配をお願いするものです。

以上です。

○議長（藤原幸作） 質問の答えというよりも暫時休憩しまして、提出者の方々、ちょっと議長室にお集まり願いたいと思っております。

暫時休憩します。

午後 2時39分 休憩

.....

午後 3時09分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

なお、暫時休憩しまして、議会運営委員会を第2会議室で開きますので、議会運営委員の方々には第2会議室へご参集願います。

午後 3時09分 休憩

.....

午後 4時49分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

なお、今、4時50分でございますので、会議を終了するまで延長することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認め、延長致します。

【議会運営委員長の報告】

○議長（藤原幸作） それでは、休憩中の提出者5人の会議につきましては割愛しまして、15番伊藤議会運営委員長から議会運営委員会の報告をお願いします。

○議会運営委員長（伊藤栄悦） 議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会では、条例の制定と運用規則、規定の関係について当局より説明を受けております。

秋田県の市町村課では、条例制定に当たって、規則、運用基準を一緒に制定しなければならないという法的基準はないが、条例制定に当たってはセットが望ましいとのお話でありました。

全国市議会議長会では、運用する上では望ましいが法的には定めがないという話でありました。

このようなことから、今回の条例は特に急を要さないこと、より実効性のある条例とするため、当局ならびに議会内での協議時間も十分にとりながら、規則、運用基準などを協議し、条例案とあわせて発議する方が望ましいのではないかとというのが議会運営委員会の見解であります。したがって、今回の発議については、提出者より発議の取り下げを検討頂きたいというのが結論でございます。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 委員長、ちょっと待ってください。そのまま提出者の代表としてご発言をお願いします。

17番。

○17番（中川光博） 今、議運の見解を述べられましたけれども、それは今ですね、ちょっと聞き間違いでもなければ、県の市町村課、あるいは市町村議会の事務局に確認した内容で、法的な根拠はないけれども一緒につけた方が望ましいのではないかとというふうな説明ありましたけれども、そもそもですね、私は今の議会運営委員会の解釈は誤っているのではないかと意見をこれから申し述べます。

今、私たちが提案しているのは、潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例ということで、これは議員提案の条例でございます。議員発議の条例でございます。もう一度そのあたりの手順をお話させて頂きますけれども、この立法府で、この提案が可決された後に、当然議会事務局と提案者とともに3日以内にこれはしっかり行政当局の

方に、この可決された提案を送付しなければなりません。さっき私、説明とか渡すと言っていましたけれども、きちんと立法府が決めた条例を行政府に提案しなければなりません。その提案された時点で行政府で細則が必要とあれば、行政府が運用細則なりを定める、これが正しい解釈ですし、正しいことです。議員が運用細則をこの議決する事件に、議員がこういうふうにもその運用をなささいという細則を決めることはできないのではないのでしょうか。決めるのは運用するその立法府から送付された行政府が細則が必要であれば細則を決めると、細則が必要でなければ決めなくてもいいと。その証拠に、ちょっと今、資料はないのですが、この議決権の拡大については、これは私もインターネットで見た範囲ですが、これを可決したすべての自治体では、この細則を設けているところは一切ありません。その内容は、既に何を運用するのかというのは、明らかにこの議決すべき事件、議会の議決、実施状況の報告等々をうたっていますので、これをやるだけですので、これに立法府が運用細則を決めるということはありませんし、また、その規則を、行政の規則を立法府で作ることができるのでしょうか。これはできません。せいぜい立法府でできるのは、行政府に送付するときに、こういう形でやっただけかということ、そのメッセージを送るぐらいしかできませんので、今の議運の委員会の解釈ですと、その立法府で規則を作りなさいということですので、こういうことは全くできませんし、全国のどこの自治体でもやっているところはありません。もしかすると、議員提案ではなくて行政の側の提案からこの議決権の拡大をした場合には、これは施行するのは行政ですので行政がその細則をつけている例はあるかもしれませんが、議員提案のこういう提案についてはそういうことはありませんので、私は今その議運の運営でお話、ご報告頂いた内容は、そうではないと申し上げて、私たちが提案しているこの内容について速やかに討論なり議決なりをするべきではないのでしょうか。そういうことです。

以上です。

○議長（藤原幸作） 特別に委員長、ありますか。

暫時休憩します。

午後 4時56分 休憩

午後 5時03分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

15番伊藤議員。

- 15番（伊藤栄悦） 提案者5名で検討した結果、この事件、撤回はしないことに決定致しました。

以上であります。

（「違うべさ、あなた議会運営委員長として報告ではないのか…」の声あり）

- 15番（伊藤栄悦） これ、議運の委員長としては報告しましたので、今度は、私は提案者の一人として協議をした結果を皆さんにご報告しているということでございます。
- 議長（藤原幸作） これは、伊藤委員長の報告の次に、今、暫時休憩した中で協議した結果、取り下げしないと、撤回しないというご発言がございました。議会運営委員会というのは議会を円滑に運営するというので議会運営委員会が、いわゆる法的にあるわけです。それが無視されたということは、これは議会運営において重大なことだわけです。そういうこともございますので、再度、議会運営委員会を開会します。

午後 5時05分 休憩

午後 6時56分 再開

- 議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

6月9日、15番伊藤栄悦議員外4名から提出された潟上市行政に関わる基本的な計画の議決に関する条例（案）について、撤回したいとの申し出があります。潟上市行政に関わる基本的な計画の議決に関する条例（案）撤回の件を追加し、追加日程第17として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）撤回の件を日程に追加し、追加日程第17として議題とすることに決定しました。

【追加日程第17、潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）の撤回の件】

- 議長（藤原幸作） 追加日程第17、潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）の撤回の件を議題と致します。

15番伊藤栄悦議員からの発議の撤回の理由を求めます。

暫時休憩します。

午後 6時57分 休憩

午後 6時57分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

○15番（伊藤栄悦）

潟上市議会議長 藤原幸作 様

潟上市議会議員 伊藤栄悦

潟上市議会議員 佐藤 昇

潟上市議会議員 菅原久和

潟上市議会議員 中川光博

潟上市議会議員 小林 悟

事件撤回請求書

6月9日提出した事件は、次の理由により撤回したいので、会議規則第19条第2項の
規程により請求します。

記

件 名 潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）について

理 由 行政当局が、運用細則を整備するための時間が必要であるため。

○議長（藤原幸作） お諮りします。ただいま議題となっています行政に係る基本的な計
画の議決に関する条例（案）撤回の件を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） したがって、撤回の件を許可することに決定しました。

これにて平成21年第2回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうも御苦労さまでございました。

午後 6時59分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤 原 幸 作

〃 署名議員 佐 藤 恵佐雄

〃 署名議員 小 林 悟